

焼津市公共下水道事業等
包括的民間業務委託
(水の官民連携 (ウォーター P P P))

要求水準書 (案)

令和 8 年 9 月

焼津市

目次

第1	総則	8
1	業務目的	8
2	要求水準書の位置づけ	8
3	用語の定義	9
4	事業概要	10
(1)	事業名称	10
(2)	対象区域	10
(3)	対象施設	10
(4)	対象施設の概要	10
(5)	実施方式	13
(6)	業務の範囲	13
(7)	関係法令	15
第2	統括マネジメントに関する要求	16
1	業務実施計画書の作成	16
(1)	長期業務実施計画書に関する事項	17
(2)	年間業務実施計画書に関する事項	17
2	業務実施報告書	18
(1)	長期業務実施計画に対する報告	18
(2)	年間業務実施計画に対する報告	18
3	実施体制の確保	18
4	内部統制	18
5	履行確認	19
(1)	履行確認体制	19
6	危機管理及び技術管理	19
(1)	危機管理	19
(2)	技術管理	20
7	環境対策及び地域貢献	20
(1)	環境対策	20
(2)	地域貢献に関する事項	20
8	事業期間中に取得したデータの取り扱いに関する要求	21
9	秘密の保持及び個人情報保護に関する要求	21
10	その他必要な事項	21
第3	コンサルタント業務に関する要求	22
1	コンサルタント業務全般に関する要求	22
(1)	基本的事項	22
(2)	業務内容と実施予定時期	22

(3) 提出書類	24
2 上下水道耐震化計画に関する要求	24
3 公共下水道事業経営戦略改定に関する要求	24
4 下水道使用料検討に関する要求	24
5 スtockマネジメントに関する要求	25
(1) スtockマネジメントに係る検討を行ううえでの要求水準	25
6 雨天時浸入水発生源調査に関する要求	26
7 下水道情報デジタル化業務に関する要求	26
8 汐入下水処理場耐震診断業務に関する要求	26
9 管路施設耐震診断業務に関する要求	26
10 設計全般に関する要求	26
(1) 設計に関する事項	26
11 コミュニティプラント施設に係る調査、計画策定に関する要求	27
(1) 調査に関する事項	27
(2) 維持管理計画等の策定に関する事項	27
第4 処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求	28
1 汚水処理に関する要求	28
(1) 流入水量実績及び流入水質実績	28
(2) 放流水質基準に関する要求	29
(3) 沈砂・し渣の処理に関する要求	29
2 汚泥処理に関する要求	30
(1) 汚泥処理方式	30
(2) 脱水汚泥に関する基準	30
(3) 脱水汚泥基準を満たさない場合等の対応	30
(4) 汚泥搬出に関する要求	30
3 管路施設に関する要求	30
4 公害防止に関する要求	30
(1) 騒音規制に関する要求	31
(2) 悪臭規制に関する要求	31
5 事業終了時に求める施設状況に関する要求	31
第5 処理場・ポンプ場の維持管理に関する要求	32
1 維持管理全般に関する要求	32
(1) 基本的事項	32
(2) 業務全般	32
(3) 維持管理上の留意事項	33
(4) 従事職員の要件	33
(5) リスク管理に関する事項	34
(6) 安全管理	34

2 維持管理計画書に関する事項	35
(1) 長期維持管理計画書	35
(2) 年度維持管理計画書	35
(3) 月間維持管理計画書	36
3 維持管理報告書の提出	36
4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項	37
(1) 運転管理に関する基本的事項	37
(2) 水質管理に関する事項	37
(3) 汚泥処理に関する事項	40
(4) 安全衛生管理	41
5 処理場・ポンプ場における保安全管理に関する事項	41
(1) 保守点検に関する事項	41
(2) 調査に関する事項	44
(3) 補修に関する事項	44
(4) 修繕に関する事項	45
(5) 環境整備に関する事項	46
(6) 物品等の調達管理に関する事項	47
(7) 廃棄物の処分に関する事項	48
(8) 緊急時及び災害対応等業務	49
(9) 施設情報管理に関する事項	50
第6 管路施設の維持管理に関する要求	51
1 維持管理全般に関する要求	51
(1) 基本的事項	51
(2) 業務内容	51
2 維持管理計画書に関する事項	52
(1) 長期維持管理計画書	52
(2) 年度維持管理計画書	52
(3) 月間維持管理計画書	52
3 維持管理報告書の提出	52
4 管路施設の維持管理に関する事項	53
(1) 巡視	53
(2) 点検・調査	53
(3) マンホールポンプの維持管理に関する事項	54
(4) 雨水ポンプ等の維持管理に関する事項	54
(5) リスク管理に関する事項	54
(6) 修繕に関する事項	55
(7) 緊急時及び災害対応等業務	55
(8) 安全管理	55

5 住民対応業務に関する事項.....	56
6 その他.....	57
(1) 留意事項	57
(2) 施設情報管理に関する事項	57
(3) 物品等の調達・管理に関する事項	57
第7 コミュニティプラント処理場施設の性能全般に関する要求	58
1 汚水処理に関する要求.....	58
(1) 流入水量実績及び流入水質実績（すみれ台住宅団地下水処理場）	58
(2) 流入水量実績及び流入水質実績（つつじ平住宅団地下水処理場）	58
(3) 流入水量実績及び流入水質実績（坂本住宅団地下水処理場）	59
(4) 放流水質基準に関する要求	59
(5) 汚泥の運搬・処理に関する要求.....	60
2 事業終了時に求める施設状況に関する要求.....	60
第8 コミュニティプラント処理場施設の維持管理に関する要求	61
1 事業の前提.....	61
2 維持管理全般に関する要求.....	61
(1) 基本的事項	61
(2) 業務全般（すみれ台住宅団地下水処理場）	62
(3) 業務全般（つつじ平住宅団地下水処理場）	64
(4) 業務全般（坂本住宅団地下水処理場）	66
(5) 放流水質検査	68
(6) 従事職員の要件.....	68
3 維持管理計画書に関する事項.....	68
(1) 長期維持管理計画書.....	68
(2) 年度維持管理計画書.....	69
4 維持管理報告書の提出.....	69
5 処理場における運転管理に関する事項.....	70
(1) 運転管理に関する基本的要件	70
(2) 水質管理に関する事項	70
(3) 安全衛生管理	72
6 処理場における保全管理に関する事項.....	72
(1) 保守点検に関する事項	72
(2) 修繕に関する事項	73
(3) 物品等の調達管理に関する事項.....	73
7 その他.....	73
(1) 電気工作物に関する事項	73
(2) 施設情報管理に関する事項.....	74
第9 コミュニティプラント管路施設の維持管理に関する要求.....	75

1 維持管理全般に関する要求.....	75
(1) 基本的事項.....	75
(2) 業務内容（すみれ台住宅団地）.....	75
(3) 業務内容（つつじ平住宅団地）.....	76
(4) 業務内容（坂本住宅団地）.....	77
2 維持管理計画書に関する事項.....	78
(1) 長期維持管理計画書.....	78
(2) 年度維持管理計画書.....	78
3 管路施設の維持管理に関する事項.....	78
(1) リスク管理に関する事項.....	78
(2) 修繕に関する事項.....	78
(3) 緊急時及び災害対応等業務.....	79
(4) 安全管理.....	79
4 住民対応業務に関する事項.....	80
5 その他.....	80
(1) 留意事項.....	80
(2) 施設情報管理に関する事項.....	80
(3) 物品等の調達・管理に関する事項.....	81
第10 契約終了時の措置.....	82
1 施設及び設備の取り扱いに関する事項.....	82
2 引継に関する事項.....	82
3 その他.....	83
別紙1 事業概要.....	84
別紙2 既存施設の概要.....	94
別紙3 関係法令.....	106
別紙4 水質試験及び臭気測定の実施状況.....	108
別紙5 環境整備の実施状況.....	111
別紙6 マンホールポンプ及び雨水ポンプ等維持管理業務仕様.....	116
別紙7 業務実施予定表.....	118
別紙8 業務年次計画表（公共下水道事業）.....	119
別紙9 業務年次計画表（コミュニティプラント事業）.....	126

第 1 総則

1 業務目的

本業務は、焼津市（以下「本市」という。）が実施する公共下水道施設及びコミュニティプラント施設（以下、公共下水道施設及びコミュニティプラント施設を含めて「本件施設」という。）の運転・維持管理に加え、本件施設に係る各種計画策定、設計等を包括的に委託することで、受託民間事業者（以下「受注者」という。）の創意工夫を促すとともに、より効率的な事業運営等が実現できるよう、本市と受注者との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に下水道事業を継続することを目的とする。

2 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本業務の実施に際し本市と受注者の間で行われた協議により、市と受注者が合意した事項及び本業務の受注者選定に際し、本市が受注者に配布した一連の書類及び受注者が本市に提出した提案書その他関連書類の内容を含めて定められるものである。したがって、本市及び受注者は、契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

3 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
改築	更新工事、長寿命化対策の総称
更新工事	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の施設及び設備並びに幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます及び取付管の設備について、各々の全部を取り換えること。
長寿命化対策	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
耐震化対策	既存の施設及び設備並びに幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホールの設備について、各々全部を取り換え又は部分的な対策により耐震化を図ること。
維持管理	修繕及び維持の総称
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。
承諾	契約図書で明示した事項について、本市又は受注者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、本市と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	本市が受注者に対し、又は受注者が本市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
再委託等	本業務の対象とする業務の契約相手方となる者が、他のものに当該業務の一部を再委託させること。

4 事業概要

(1) 事業名称

焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（(ウォーター P P P)）

(2) 対象区域

焼津市公共下水道事業計画区域及びコミュニティプラント事業対象区域の総体

(3) 対象施設

本業務の対象となる施設は、以下のとおりである。

ただし、すみれ台住宅団地下水処理場及びつつじ平住宅団地下水処理場については、本市が別途調達する更新工事により、新たな処理場施設（以下、「新処理場施設」という。）の建設を予定している。なお、坂本住宅団地下水処理場については、個別処理（合併処理浄化槽）への移行に伴い、事業期間中に廃止する予定である。¹

ア 公共下水道施設

処理場	汐入下水処理場
ポンプ場	新屋下水ポンプ場
管路施設	幹線管路、枝線管路、マンホールポンプ、雨水ポンプ等、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管

イ コミュニティプラント施設

処理場	すみれ台住宅団地下水処理場、つつじ平住宅団地下水処理場、坂本住宅団地下水処理場
管路施設	幹線管路、枝線管路、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管

(4) 対象施設の概要

ア 公共下水道事業

(ア) 汐入下水処理場

供用開始	昭和 55 年 7 月
------	-------------

¹新処理場施設の維持管理等について、本業務の受注者に委ねることが必要と認められる場合は、追加業務として行うものとする。なお、当該業務に係る費用は、市との協議のもと、当該追加業務の費用を定め、変更契約を行うものとする。

処理方式	標準活性汚泥法
処理能力	日最大…20,000 m ³ /日（事業計画水量 16,200 m ³ /日）
汚泥処理方式	脱水方式…横型遠心脱水機 添加薬剤…高分子凝集剤、無機凝集剤 処理能力…15 m ³ /h×30 kw×2台
放流先	西駿河湾水域（環境基準焼津漁港「海域 B」）

※ただし、下水の排除方式は分流式であり、汚水のみを対象とする。

※汐入下水処理場の一般平面図を別紙 1 に示す。

（イ）新屋下水ポンプ場

供用開始	昭和 56 年 6 月
設備能力	16.7 m ³ /分

※新屋下水ポンプ場の一般平面図を別紙 1 に示す。

（ウ）管路施設

管きょ延長	171 km
-------	--------

新屋マンホールポンプ

設備能力	0.80 m ³ /分×7.5m
ポンプ規格	3.7kW×200V×15.7A
口径×台数	φ80×2台
運転方法	交互運転

鰯ヶ島マンホールポンプ

設備能力	1.08 m ³ /分×6.9m
ポンプ規格	5.5kW×200V×A
口径×台数	φ100×2台
運転方法	交互運転

岡当目マンホールポンプ

設備能力	1.77 m ³ /分×14.2m
ポンプ規格	7.5kW×200V×35.9A
口径×台数	φ150×2台
運転方法	交互運転

浜当目マンホールポンプ

設備能力	1.20 m ³ /分×8.3m
ポンプ規格	5.5kW×200V×22A
口径×台数	φ100×2台
運転方法	交互運転

（エ）雨水ポンプ等

黒石川揚水ポンプ

設備能力 ポンプ故障中

東小川用水ポンプ

設備能力 0.06 m³/分×5.3m

ポンプ規格 0.4kW

口径×台数 φ50×1台

田子ノ橋地下水排水ポンプ

設備能力 0.6 m³/分×7m

ポンプ規格 2.2kW×200V

口径×台数 φ80×2台

運転方法 交互運転

石津ポンプ場

設備能力 ポンプ無し

イ コミュニティプラント施設

(ア) 処理場（すみれ台住宅団地下水処理場）

供用開始 昭和45年4月

処理方式 活性汚泥法長時間曝気式

処理能力 315 m³/日（令和6年度実績値）

放流先 二級河川木屋川

管きょ延長 3,865.2 m

(イ) 処理場（つつじ平住宅団地下水処理場）

供用開始 昭和48年11月

処理方式 活性汚泥法長時間曝気式

処理能力 254 m³/日（令和6年度実績値）

放流先 排水路

管きょ延長 3,278.65 m

(ウ) 処理場（坂本住宅団地下水処理場）

供用開始 昭和46年4月

処理方式 活性汚泥法長時間曝気式

処理能力 33 m³/日（南区画）（令和6年度実績値）

7 m³/日（北区画）（令和6年度実績値）

放流先 普通河川高草川

管きょ延長 566.03 m

上記ア及びイに記載の施設（以下「対象施設」という。）の所在地を表 1-2に

示す。また、各事業の概要を別紙１に、既存施設の概要を別紙２に示す。

表 1-2 対象施設の所在地

対象施設			所在地	
公共下水道事業	処理場施設	汐入下水処理場	焼津市小川 3808 番地	
	ポンプ場施設	新屋下水ポンプ場	焼津市新屋 435 番地の 3	
	管路施設	管きょ	焼津市公共下水道事業対象区域全域	
		マンホールポンプ	新屋	焼津市新屋 98 番地の 18 地先
			鰯ヶ島	焼津市鰯ヶ島 136 番地の 24 地先
			岡当目	焼津市岡当目 294 番地の 4 地先
			浜当目	焼津市浜当目四丁目 273 番地の 3 地先
		雨水ポンプ等	黒石川揚水	焼津市小川 3741 番地の 1 地先
			東小川用水	焼津市東小川 6 丁目地内
			田子ノ橋地下道排水	焼津市鰯ヶ島 313 番地の 1 地先
			石津	焼津市石津港町 34 番地の 1
コミュニティプラント事業	処理場施設	すみれ台住宅団地下水処理場	焼津市すみれ台二丁目 16 番 2 号	
		坂本住宅団地地下水処理場	焼津市坂本 473 番地 1 (坂本南) 焼津市坂本 522 番地 5 (坂本北)	
		つつじ平住宅団地下水処理場	焼津市上泉 612 番地 1	
	管路施設		焼津市コミュニティプラント事業対象区域全域	

(5) 実施方式

本業務は、受注者が下水道施設の管理者である本市との間で委託契約を締結し、本件施設の運転、維持管理を実施することを前提に、各種計画策定、設計等の業務を遂行する管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）とする。

(6) 業務の範囲

受注者が行う主要な業務は以下のとおりとする。また、業務期間中に実施を予

定する業務の内容及び実施時期については別紙 7 に示すとおりとする。

ア 統括管理に関する業務

- ・業務実施計画の作成
- ・実施体制の確保
- ・内部統制
- ・履行確認
- ・危機管理
- ・環境対策
- ・地域貢献
- ・進捗管理

イ コンサルタント業務（公共下水道事業）

- ・上下水道耐震化計画策定※
- ・経営戦略改定業務
- ・下水道使用料検討業務
- ・ストックマネジメント計画策定（処理場・ポンプ場）
- ・ストックマネジメント計画策定（管路施設）※
- ・雨天時浸入水発生源調査
- ・下水道情報デジタル業務
- ・汐入処理場耐震診断
- ・管路施設耐震診断
- ・管路施設耐震設計
- ・管路更生実施設計
- ・マンホール更生設計

※雨水ポンプ等は対象外

ウ コンサルタント業務（コミュニティプラント事業）²

- ・管路施設耐震診断
- ・管路施設維持管理計画
- ・管路施設耐震化計画

エ 対象施設の維持管理に関する業務

（ア）下水処理場・ポンプ場の維持管理に関する業務

- ・運転管理
- ・放流水質検査（法定試験、自主試験、常時監視）

² 新処理場施設を対象とし、当該業務を本業務の受注者に委ねることが必要と認められる場合は、追加業務として行うものとする。なお、当該業務に係る費用は、市との協議のもと、当該追加業務の費用を定め、変更契約を行うものとする。

- ・保守点検
- ・点検・調査
- ・補修
- ・修繕
- ・物品調達
- ・緊急時及び災害対応業務
- (イ) 管路施設の維持管理に関する業務
 - ・点検・調査
 - ・修繕
 - ・緊急時及び災害対応業務
- (ウ) マンホールポンプの維持管理に関する業務
 - ・運転管理（日常点検、引上げ点検等）
- (エ) 雨水ポンプ等の維持管理に関する業務
 - ・施設に応じた日常点検、場内清掃、その他作業
- (オ) コミュニティプラント事業処理場の維持管理に関する業務
 - ・運転管理
 - ・保守管理
 - ・修繕
 - ・廃棄物処分業務
 - ・緊急時及び災害対応業務
- (カ) コミュニティプラント事業管路施設の維持管理に関する業務
 - ・保守管理
 - ・修繕
 - ・緊急時及び災害対応業務

(7) 関係法令

受注者は、本業務の実施に当たり、別紙3に記載する法令はもとより、業務実施に伴い関係する各種法令を遵守し行うこと。

第2 統括マネジメントに関する要求

1 業務実施計画書の作成

受注者は、本業務全体を統括し管理するため、統括管理者を定め業務全体の最適化を図るための提言を本市に行うものとする。

統括管理者は、本業務全体を統括し管理するにあたり、表 2-2 及び表 2-3 に示す計画図書等と整合する業務実施計画を策定し、「長期業務実施計画書」、「年間業務実施計画書」として、本市に提出のうえ承諾を得なければならない（表 2-1）。また、業務実施計画に変更が生じた場合についても同様とする。

また、統括管理者は、本市との協議結果を踏まえ、必要に応じ表 2-2 及び表 2-3 に示す計画図書等の見直しを図らなければならない。

表 2-1 受注者が提出する業務実施計画書一覧

計画書の名称	内容
長期業務実施計画書	本業務実施期間（10 年間）を通じた実施体制、各種計画、維持管理及びその他の業務に対する計画
年間業務実施計画書	当該年度における実施体制、各種計画、維持管理及びその他の業務に対する計画

表 2-2 公共下水道事業に関する計画図書一覧

No.	計画図書名	計画対象期間	備考
1	焼津市公共下水道全体計画	令和 5 年度～令和 23 年度	策定済み
2	焼津市公共下水道事業計画	令和 5 年度～令和 13 年度	策定済み
3	焼津市公共下水道事業経営戦略	令和 3 年度～令和 12 年度	策定済み
4	下水道総合地震対策計画（第 1 回）	令和 4 年度～令和 13 年度	策定済み
5	下水道総合地震対策計画（第 2 回）	令和 14 年度～令和 18 年度	未策定
6	下水道総合地震対策計画（第 3 回）	令和 19 年度～令和 23 年度	未策定
7	ストックマネジメント計画 （処理場・ポンプ場）（第 2 回）	令和 6 年度～令和 10 年度	策定済み
8	ストックマネジメント計画 （処理場・ポンプ場）（第 3 回）	令和 11 年度～令和 15 年度	未策定
9	ストックマネジメント計画 （処理場・ポンプ場）（第 4 回）	令和 16 年度～令和 20 年度	未策定
10	ストックマネジメント計画 （管路施設）（第 2 回）	令和 7 年度～令和 11 年度	策定済み
11	ストックマネジメント計画 （管路施設）（第 3 回）	令和 12 年度～令和 16 年度	未策定

12	ストックマネジメント計画 (管路施設) (第4回)	令和17年度～令和21年度	未策定
13	上下水道耐震化計画 (第1回)	令和7年度～令和11年度	策定済み
14	上下水道耐震化計画 (第2回)	令和12年度～令和16年度	未策定
15	上下水道耐震化計画 (第3回)	令和17年度～令和21年度	未策定
16	雨天時浸入水対策計画 (第1回)	令和5年度～令和24年度	策定済み
17	焼津市耐水化計画	令和3年度※	策定済み

※計画対象期間未定のため、策定年度を記載

表 2-3 コミュニティプラント事業に関する計画図書一覧

No.	計画図書名	計画対象期間	備考
1	焼津市地域し尿処理施設個別施設 計画 (長寿命化)	令和6年度※ ¹	策定済み
2	コミュニティプラント管路施設維 持管理計画※ ²	令和16年度※ ¹ 、令和18年度※ ¹	未策定
3	コミュニティプラント管路施設耐 震化計画※ ²	令和16年度※ ¹ 、令和18年度※ ¹	未策定

※¹ 計画対象期間未定のため、策定年度を記載

※² 新処理場施設を対象とする。

(1) 長期業務実施計画書に関する事項

受注者は、実施体制、各種計画、維持管理及びその他本業務実施に当たり附帯する業務全般に関し、業務実施期間全体を俯瞰した基本方針となる長期業務実施計画書を作成すること。当該計画書の作成に当たっては、以下の事項について留意すること。

- ・対象施設の運転管理、各種計画策定等その他業務の実施に関する基本方針
- ・実施体制、従事者・技術者の配置・資格等、組織体制に関する事項
- ・緊急時の対応、支援に関する事項
- ・安全衛生、教育訓練等、事故・災害等の未然防止に関する事項
- ・受注者が提供する業務品質の確保・向上に関する事項
- ・事業に関する報告、連絡、指示の受理、協議など、本市と受注者の確認、照合、提出等のプロセスに関する事項

(2) 年間業務実施計画書に関する事項

受注者は、長期業務実施計画を実現するに当たり、より具体的に当該年度毎に各種計画及び維持管理等に関し、以下の内容を含む計画を作成すること。

- ・当該年度における組織体制、業務分担、従事者の資格等に関する事項

- ・対象施設の維持管理、計画、設計業務等その他当該事業年度に実施する業務の実施計画及び実施内容に関する事項
- ・安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項
- ・その他受注者が必要とする計画・内容に関する事項

2 業務実施報告書

受注者は、各種業務実施計画に基づき実施した業務の内容、進捗状況、成果及び課題等を整理した業務実施報告書を作成し、本市に提出するものとする。

なお、業務実施報告書に記載すべき事項は、以下のとおりとする。

(1) 長期業務実施計画に対する報告

- ・実施計画期間における業務記録、業務報告、計画と実績の差異、課題及び改善点、次期事業の見通し等
- ・本市の維持管理に関する一層の効率化に関する提言

(2) 年間業務実施計画に対する報告

- ・当該年度における業務履行に関する事項
- ・その他報告事項

3 実施体制の確保

統括管理者は、事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たす、適正かつ確実に事業を遂行できる体制を設けること。

- ア 本業務の業務内容を細分化し、各業務に対する責任の所在を明確にすること。
- イ 各業務の責任については、責任分界点を明確にし、適切なリスク分担となるようにすること。
- ウ 各業務の遂行に適した能力・経験を有する者が当該業務を実施するよう体制を確保すること。
- エ 業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法の明確化と、確実に機能的な実施体制を確保すること。

4 内部統制

統括管理者は、内部統制の体制と方法を定め、倫理行動基準、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。

5 履行確認

(1) 履行確認体制

統括管理者は、本市が別途「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書」にて定める履行確認体制に応じ、受注者自らが業務履行の監視を行う履行確認体制を構築し、要求水準の達成に努めなければならない。

なお、履行確認実施に当たっての基本構成は、以下の「受注者による履行確認」と「本市による履行確認」によるものとする。

ア 受注者による履行確認

受注者は、自らが事業全体に対し責任を持つものとし、履行確認を実施する。なお、専門的知見及び客観性を必要とする項目については、受注者自らの提案により外部機関を活用した履行確認を実施することも可能とする。

イ 本市による履行確認

本市による履行確認は、受注者の履行確認の結果について、書面又は会議体による報告に対し、本市又は本市が指定した者を介し実施することを基本とする。実施に当たっては、本市が必要と判断した場合、本市が指定した者と共に現地の確認を行う場合がある。

6 危機管理及び技術管理

(1) 危機管理

統括管理者は、災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように、以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

ア 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより故障等が発生した場合においても対象施設の部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

イ 災害、事故等の緊急時の対応

ウ 本市の業務継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を踏まえ、受注者自らが予めBCPを作成し、これに従い対応すること。

エ 各事態を想定した訓練の実施

オ 緊急事態が発生した際に上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

カ 想定外の危機事象への対応業務

災害・事故時において本市が対応を想定していない危機事象については、現場情報及び保有する技術知見を活かし以下の対応すること。

- ・ 想定外の危機事象が発生した場合は、速やかに本市に報告すること。

- ・統括管理者は、本市に対し、現場情報及び技術知見に基づくアドバイスをすること。
- ・統括管理者は、本市との協議により決定した事項に協力すること。

（２）技術管理

統括管理者は、本業務の対象施設が衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用水域の水質保全等において重要な施設であることを踏まえ、効果的な維持管理を実施できるよう、以下に掲げる事項を考慮し、適切な技術管理を行うこと。

- ア 適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。
- イ 本業務は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ウ 再委託等をする場合は、当該業務の実施に当たり法令上求められる要件及び本市が別途定める要件はもとより、受注者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に業務を行わせること。

７ 環境対策及び地域貢献

（１）環境対策

統括管理者は、事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。

- ・関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守
- ・省エネルギー技術導入及び効率的な維持管理による対象施設全体での温室効果ガス排出量の削減
- ・リサイクル製品やグリーン調達の積極的な推進
- ・悪臭等施設周辺の環境対策
- ・施設への出入車輛の交通安全対策の実施
- ・振動・騒音等への配慮
- ・周辺環境・景観への配慮
- ・電波障害に係る対策
- ・エコアクション 21 にもとづく環境への配慮

（２）地域貢献に関する事項

統括管理者は、本業務の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め長期業務実施計画書に記載すること。また、地元企業の利

活用目標を自らが定め、実施計画を策定し、年間業務実施計画書に盛り込み、本市に提出すること。

- ・地域との連携や協働による事業展開
- ・地元企業等との連携・協力
- ・地元発注、地域住民の雇用
- ・地域活性化につながる事項

8 事業期間中に取得したデータの取り扱いに関する要求

本業務を行うに当たり取得したデータは本市の保有財産とする。また、取得したデータを加工し、本業務の運営に当たり形成した情報についても、本市の保有財産とする。

受注者は、当該データ及び情報が本市の保有資産であることに留意し、毀損がないように可能な限り電子化を図るとともに、重要性に鑑みバックアップデータをとる等の対策を講じること。

また、本業務終了時には、電子化されたデータ及び情報について、シェープファイル、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを本市又は本市の指定したものに提出すること。なお、取得データを加工し作成した情報については、知的財産権に当たる特殊計算やアルゴリズムの適用がない限り、加工（計算）手法並びにデータの因果関係が認識可能となるテーブル定義書若しくはエンティティモデル図等を添付すること。

9 秘密の保持及び個人情報保護に関する要求

受注者は、本業務を行ううえで知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。また、統括管理者は、個人情報の保護に関する法律に準拠し、個人情報の取り扱いに関する規程を定めること。

10 その他必要な事項

統括管理者は、第三者賠償責任保険はもとより本業務を実施するに当たり、契約書に定めるリスク分担を負担する上で、受注者自らが必要と考える保険への加入等、本業務実施に当たり必要となるリスク回避のための措置を講ずること。

第3 コンサルタント業務に関する要求

1 コンサルタント業務全般に関する要求

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、コンサルタント業務を行うこと。

(1) 基本的事項

ア 目的

コンサルタント業務の実施に当たっては、本要求水準を満足するとともに、受注者の創意工夫を十分に活かした計画又は設計図書を作成することを目的とする。

イ 業務実施体制と配置技術者

受注者は、募集要項に記載されている事項はもとより、以下の事項については特に留意し、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

(ア) 実施体制

コンサルタント業務の実施に当たっては、管理技術者及び照査技術者並びに技術者をもって、秩序正しく業務を行うこと。また、高度な技術を要する部門については、相応の経験を有する技術者を配置すること。

(イ) 管理技術者

管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。

(ウ) 照査技術者

照査技術者は、業務の全般にわたり遺漏なき照査を行う者であり、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有する技術者であること。また、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

ア 提出書類

業務の実施に当たり、各種計画書類の様式及び記載内容並びに提出期限等については、本市と協議し、決定するものとする。

イ 市検査への対応

受注者は、当該業務ごとに定める成果物を本市に提出するものとする。また、本市が行う検査に、管理技術者は立ち会うこと。

(2) 業務内容と実施予定時期

コンサルタント業務の内容と実施予定時期は表 3-1 及び表 3-2 に示すとおりとする。策定済みの図書については見直しを、策定予定となる図書について

は策定を行うこと。また、新たに策定した図書についても業務期間を通じ、必要に応じて見直しを図るとともに当該図書への反映を行うこと。

なお、具体的な実施内容及び手法等については、本市と協議のうえ決定するものとする。

表 3-1 コンサルタント業務の内容と実施予定時期（公共下水道事業）

No.	業務名	実施予定時期
1	焼津市上下水道耐震化計画策定業務	令和 11 年度、令和 16 年度
2	焼津市公共下水道事業経営戦略改定業務	令和 11 年度、令和 15 年度
3	焼津市下水道使用料検討業務	令和 13 年度、令和 17 年度
4	ストックマネジメント計画策定業務 (処理場・ポンプ場) (第 3 回)	令和 10 年度
5	ストックマネジメント計画策定業務 (処理場・ポンプ場) (第 4 回)	令和 15 年度
6	ストックマネジメント計画策定業務 (管路施設) (第 3 回)	令和 11 年度
7	ストックマネジメント計画策定業務 (管路施設) (第 4 回)	令和 16 年度
8	雨天時浸入水発生源調査	令和 10 年度、令和 15 年度
9	下水道情報デジタル業務	令和 10 年度～令和 19 年度
10	汐入処理場耐震診断業務	令和 12 年度、令和 13 年度
11	管路施設耐震診断業務	令和 10 年度、令和 11 年度
12	管路更生実施設計業務	令和 12 年度、令和 17 年度
13	管路施設耐震設計業務	令和 12 年度
14	マンホール更生設計業務	令和 14 年度、令和 15 年度

表 3-2 コンサルタント業務の内容と実施予定時期（コミュニティプラント事業）³

No.	業務名	実施予定時期
1	管路施設耐震診断業務	令和 15 年度、令和 17 年度
2	管路施設維持管理計画策定業務	令和 16 年度、令和 18 年度
3	管路施設耐震化計画策定業務	令和 16 年度、令和 18 年度

（３）提出書類

- ア 各種調査書、検討書、計算書
- イ 各種図面
- ウ 報告書
- エ 打合せ記録
- オ 電子データ
- カ その他本市が指示する図書

2 上下水道耐震化計画に関する要求

受注者は、現行の焼津市上下水道耐震化計画（第 1 期）に対し、本市の確認のもと必要に応じ見直しを図るとともに、第 2 期以降の計画を策定すること。

- 第 1 期 上下水道耐震化計画（令和 7 年度 から 令和 11 年度）
- 第 2 期 上下水道耐震化計画（令和 12 年度 から 令和 16 年度）
- 第 3 期 上下水道耐震化計画（令和 17 年度 から 令和 21 年度）

3 公共下水道事業経営戦略改定に関する要求

本業務は、令和 7 年度に策定した焼津市公共下水道事業経営戦略の内容と事業推進・財政状況を確認し、必要に応じて更新を行うものである。

なお、本業務は総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月）」、「経営戦略の改定推進について（令和 4 年 1 月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略 策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

4 下水道使用料検討に関する要求

焼津市では、令和 2 年度に「焼津市公共下水道事業経営戦略」を策定しており、公共下水道事業の経営健全化に向けた取組を推進している。

³ 新処理場施設を対象とする。当該業務について、本業務の受注者に委ねることが必要と認められる場合は、追加業務として行うものとする。なお、当該業務に係る費用は、市との協議のもと、当該追加業務の費用を定め、変更契約を行うものとする。

本業務は、経営戦略の検討内容をもとに下水道使用料体系について検討を行い、下水道料金の改定に向けた取組を行うものである。

5 スtockマネジメントに関する要求

受注者は、ストックマネジメント計画に関し、本市が既に策定している既計画の見直しを行うとともに、既計画の満了にあわせ次期計画を作成すること。

なお、次期計画の策定に当たっては、表 3-3 に示す検討対象に対し、手法及び頻度を含め本市と協議の上、本市の実情を踏まえた検討を行うこと。

表 3-3 スtockマネジメントに係る検討対象範囲

検討項目	処理場・ポンプ場	管路施設	備考
①施設情報の補完・更新・整理	○	○	
②リスク評価	△	△	
③施設管理の目標設定	△	△	
④長期的な改築事業のシナリオ設定	△	△	
⑤点検・調査計画の策定	○	○	
⑥点検・調査の実施	○※	○	
⑦修繕・改築計画の策定	○	○	

凡例：○：事業の要求対象 △：必要に応じ見直し可

※処理場・ポンプ場の点検・調査については、第5の5（1）及び（2）の範疇とする。

（1）ストックマネジメントに係る検討を行ううえでの要求水準

本市は、安定した汚水処理機能を維持することを目的に、ストックマネジメントに係る検討を行ううえで、満たすべき施設・設備管理の水準を「設備として機能が発揮出来ない状態、又は、いつ機能停止してもおかしくない状態にならないこと」としている。受注者は、既計画の見直しや次期計画の作成に当たっては、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン - 2015 年版 - （国土交通省）」に示す健全度の指標をもとに、上記に掲げる水準を維持することができる計画を作成すること。

受注者は、中長期的な視点に立ち、処理場、ポンプ場、管路施設の点検・調査、更新の実施によってもたらされる改善効果を把握するため、健全度及び緊急度の推移を本市に報告すること。

表 3-3 に示す△に該当する検討項目について見直しの必要が生じた場合は、当該内容及び金額について本市及び受注者にて協議のうえ、費用について本市が

負担したうえで、受注者が見直し案を作成する。

6 雨天時浸入水発生源調査に関する要求

本業務は、公共下水道の降雨時における雨天時浸入水を定量的に把握し、小ブロックへの絞り込みを行うものである。

受注者は、絞り込み調査における技術に新技術を活用する等、効率的かつ効果的に雨天時浸入水に起因する事象の削減・解消を図ること。

7 下水道情報デジタル化業務に関する要求

受注者は、下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や蓄積データを活用した施設管理の高度化を図ること。また、下水道台帳による日常的維持管理情報だけではなく、これまでの工事竣工図及び点検・調査結果等の維持管理情報のデジタル化を実施するものとする。なお、構築した下水道事業に関わる各種データは、下水道施設に関連する情報資源の活用、業務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指すものとする。

8 汐入下水処理場耐震診断業務に関する要求

受注者は、昭和 55 年に供用開始した汐入下水処理場の耐震化対策を進めるにあたり、既存施設の劣化状態を把握し、健全度の詳細調査を実施すること。

9 管路施設耐震診断業務に関する要求

受注者は、上下水道耐震化計画に基づき、管路施設の劣化状態を把握し、耐震診断を実施すること。

10 設計全般に関する要求

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、本件施設の設計を行うこと。

(1) 設計に関する事項

設計を行うに当たり以下に掲げる事項を満たすこと。

ア 設計に関する一般的事項

本要求水準書を基に、改築工事の実施に当たり必要となる設計を行うこと。

イ 技術提案の遵守

受注者は、本業務を行うに当たり提示した技術提案を遵守し設計すること。

ウ 設計に関する許認可等

工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成に対し、本市及び

関係機関と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、本市が関係機関への申請、報告又は届出等を作成するに当たり必要となる基礎資料を提供すること。

エ 関係法令の遵守

別紙３に定める関係法令を遵守した設計を行うこと。

１１ コミュニティプラント施設に係る調査、計画策定に関する要求

（１）調査に関する事項

受注者は、新処理場施設に対し以下の調査を行うこと。

ア 耐震調査

（２）維持管理計画等の策定に関する事項

受注者は、新処理場施設に対し以下の計画策定を行うこと。

ア 維持管理計画（更新箇所、概算金額の算出、年次計画の策定等）

イ 耐震化計画（更新箇所、概算金額の算出、年次計画の策定等）

第4 処理場・ポンプ場及び管路施設の性能全般に関する要求

1 汚水処理に関する要求

(1) 流入水量実績及び流入水質実績

汐入下水処理場における過去7年間に於ける流入水量実績及び流入水質実績は、表4-1及び表4-2に示すとおりであり、流入水に関する基準は、表4-3及び表4-4に示すとおりである。

表 4-1 流入水量実績

年度	日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	日最大流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	年間流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$)
令和元年度	11,131	12,805 (48,426)	4,077,427
令和2年度	11,144	12,917 (29,954)	4,069,706
令和3年度	10,851	12,869 (39,008)	3,963,168
令和4年度	10,710	12,589 (55,639)	3,910,211
令和5年度	10,958	13,080 (36,080)	4,010,552
令和6年度	11,099	13,328 (54,537)	4,056,599
令和7年度	10,118	12,583 (35,841)	3,694,192

※日最大流入水量は、晴天時（括弧内：雨天時）での日最大水量実績である。

表 4-2 流入水質実績

年度	BOD (mg/ℓ) (平均)	SS (mg/ℓ) (平均)
令和元年度	203	195
令和2年度	178	151
令和3年度	249	187
令和4年度	230	209
令和5年度	214	214
令和6年度	274	222
令和7年度	262	251

表 4-3 流入水量基準

項目	事業計画水量	日最大流入水量（晴天時）
流入水量	16,200 m^3/L	13,080 m^3/L

表 4-4 流入水質基準

項目		水質基準
流入下水の水質（事業計画値）	BOD	230mg/L
	SS	210mg/L

（２）放流水質基準に関する要求

受注者は、標準活性汚泥法の施設である本施設を活用し、汐入下水処理場の放流水質について、表 4-5 に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。

表 4-5 放流水質基準

項目	単位	要求水準※1	法令上の制約	
			基準値	根拠法令等
pH	—	5.8～8.6	5.0～9.0（海域）	下水道法施行令（第6条） 水質汚濁防止法第3条第1項
BOD	(mg/l)	5.0 以下	15	下水道法施行令（第5条の5 第1項第2号）
COD	(mg/l)	11.0 以下	25（20）※2、※3	水質汚濁防止法
SS	(mg/l)	8.0 以下	30	事業計画放流水質
大腸菌数	(CFU/ml)	80 以下	800 以下	下水道法施行令（第6条）
透視度	cm	50 以上	—	—

※1 常時放流水質に求める基準とする。

※2（ ）内は、日平均を示す。

※3 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定」に基づく、静岡県上乘せ基準値を記載。

（３）沈砂・し渣の処理に関する要求

受注者は、下水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物（以下、「廃棄物等」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）を遵守し、下水道施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に処分すること。

沈砂、し渣等の搬出・処分の頻度については、本市と協議のうえ決定すること。

なお、受注者は、当該廃棄物を処理するに当たり、受注者自らが搬出先を確保したうえで事前に本市に搬出日時を通知すること。

2 汚泥処理に関する要求

(1) 汚泥処理方式

汚泥処理方式は濃縮・脱水とする。

(2) 脱水汚泥に関する基準

受注者は、汚泥処理工程を最適化し、脱水汚泥の減量化に努めることとし、汚泥搬出時の脱水汚泥含水率の要求水準は表 4-6 のとおりとする。

表 4-6 脱水汚泥に関する基準

項目	達成目標値
脱水汚泥含水率	75.0 ～ 80.0%

(3) 脱水汚泥基準を満たさない場合等の対応

受注者は、自らの脱水汚泥分析により、表 4-6 に規定する達成目標値が未達となる恐れが生じた場合は、以下の措置を講じなければならない。

ア 本市に速やかに報告する。

イ 原因究明を行い、受注者の負担により改善措置を実施する。

ウ 脱水汚泥含水率が基準値内になるまで、改善措置の効果、改善状況を本市に報告する。

(4) 汚泥搬出に関する要求

受注者は、脱水汚泥の処分に当たっては、廃棄物処理法を遵守し、下水道施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に処分すること。また、脱水汚泥の処分に当たっては、リサイクル率 100%（肥料化率 100%を目標）とし、適正に処分するものとする。

3 管路施設に関する要求

受注者は、管路施設における適切な流下能力の確保を目的として、道路陥没や管路閉塞等による溢水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を保つよう努めること。また、受注者は、管路施設の性能を確保するに当たり、点検・調査の頻度等について適宜見直しを行い効率的な維持管理及び改築の実施に努めること。

4 公害防止に関する要求

受注者は、汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場における業務実施に当たり、以下に掲げる事項を満たすこと。

(1) 騒音規制に関する要求

受注者は、本業務に係る全般において、表 4-7 に掲げる「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 に規定する規制基準」を遵守すること。

表 4-7 騒音規制基準

時刻	規制基準
午前 8 時から午後 6 時まで	65 dB
午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 10 時まで	60 dB
午後 10 時から午前 6 時まで	55 dB

(2) 悪臭規制に関する要求

受注者は、本業務に係る全般において、「静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制」に規定する敷地境界線上における規制基準を遵守すること。

5 事業終了時に求める施設状況に関する要求

受注者は、表 5-1 に示す維持管理報告書をもとに、客観性を有する手法により事業終了時の施設状況を示す一覧表を本市に提出すること。各施設は、診断等の結果により表 4-8 に示す健全度等を有すること。

なお、事業終了時以降に生じた瑕疵については、契約書の定めによるものとする。

表 4-8 事業終了時に求める施設状況

施設	施設状況
【機械・電気、土木】 処理場、ポンプ場、管路施設(マンホールポンプ)	健全度 2.0 以下ではないこと。
【建築】 処理場、ポンプ場	健全度 2.0 以下ではないこと。
【土木】 管路施設(幹線管きょ、枝線管きょ)	緊急度 I 以下ではないこと。 流下能力に支障がないこと。
【土木】 管路施設(マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)	流下能力及びマンホール蓋の機能に支障がないこと。 終了時における特段の調査は不要とする。

第5 処理場・ポンプ場の維持管理に関する要求

1 維持管理全般に関する要求

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、処理場・ポンプ場の維持管理に努めること。

(1) 基本的事項

ア 目的

受注者が創意工夫を十分に発揮し、下水道機能の維持向上を図るとともに、長期的に有効な省エネルギー技術の運用等により、持続可能な下水処理を実現することを目的とする。

維持管理体制の構築

(ア) 維持管理要件

以下に掲げる事項を踏まえて、安全性、信頼性を確保できる体制を構築すること。

- ・処理場、ポンプ場は、24 時間監視すること。
- ・処理場については、計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。計器目視確認等については、遠隔監視装置等の導入により、代替とすることについて妨げるものではない。
- ・ポンプ場については、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。
- ・豪雨、停電、事故発生等の非常時対応を要する事態、又は恐れがある場合には緊急対応ができる体制

(イ) 従事職員が有すべき資格

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な資格者を配置させることはもとより、受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

- ・下水道第3種技術検定又は下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者
- ・第1種電気工事士又は認定電気工事従事者
- ・危険物取扱主任者乙種四類（保安講習受講者）
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・クレーン運転（5 t 未満）特別教育修了者
- ・玉掛け技能講習修了者
- ・その他、業務の実施に当たり必要となる資格

(2) 業務全般

処理場・ポンプ場における維持管理業務は以下とすること。

ア 運転管理

- ・水質管理（水処理施設の運転操作及び監視等）

- ・汚泥管理（汚泥処理施設の運転操作及び監視等、汚泥の適正処理）
- ・リスク管理（施設の運転操作及び監視等のリスク対応等）
- ・安全衛生管理

イ 保全管理

- ・保守点検（機器の異常有無の確認、日常点検、消耗品等の管理）
- ・調査（改築時期及び範囲を特定する情報の収集）
- ・補修
- ・修繕（設備の一部取替え）
- ・環境整備
- ・物品等の調達管理
- ・廃棄物の処分
- ・緊急時及び災害対応業務

（３）維持管理上の留意事項

処理場・ポンプ場の維持管理に当たり以下の事項に留意のうえ、維持管理を実施すること。

ア 産業廃棄物等

- ・下水道施設から発生する廃棄物に対し、廃棄物処理法に準拠した適切な処理の実施
- ・汚泥等の産業廃棄物、沈砂及びし渣等の外部搬出における、周辺環境への配慮、適切な時間帯の利用、廃棄物の飛散・流出の防止と臭気対策の実施

イ 施設環境の保全

- ・緑地広場・新屋駐車場を含む外構、建屋諸室及び管廊等の清掃、対象施設の衛生の維持
- ・各施設の除草、植栽管理、補修・塗装等の実施による美観の維持

ウ 周辺環境の保全

- ・臭気測定の実施、周辺環境の保全状況確認（採取箇所、試験項目及び頻度は、別紙４を参考のうえ、施設の状況を考慮し適切に設定）
- ・処理場敷地内外の点検実施と異常の有無確認
- ・異常発生時の速やかな対応（緊急・恒久対策）と原因特定

（４）従事職員の要件

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(5) リスク管理に関する事項

ア リスク対応計画

地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画を示すこと。なお、本対応計画を作成するに当たっては、以下に掲げる2次災害についても言及し作成すること。

- ・停電・施設故障による機能低下・停止
- ・燃料貯留槽の破損
- ・薬品等の散逸、流出
- ・脱水設備等からの有害物質の排出
- ・有害物質の流入による活性汚泥等の死滅
- ・異常流入
- ・その他想定されるリスク

イ 評価と見直し

リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。

(6) 安全管理

ア 一般事項

以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。

- ・公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止
- ・受注者自らが安全を担保することを目的に具体的な安全管理方法について定め、年度維持管理計画書に記載すること。
- ・労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。

イ 安全衛生管理方針

現状の安全管理手法等を把握の上、安全管理方針を策定の上、下記の安全管理業務を実施すること。

(ア) 安全教育

以下に掲げる事項を考慮し、安全教育を実施すること。

- ・業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと。

(イ) 労働災害防止

下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。

- ・現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- ・作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

ウ 公衆災害防止

下記を踏まえた公衆災害防止策を実施すること。

- ・作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施すること。
- ・作業現場に業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保すること。

2 維持管理計画書に関する事項

受注者は、処理場・ポンプ場の維持管理において、以下を取りまとめ提出すること。

(1) 長期維持管理計画書

以下の事項を含む長期（10 年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・水質管理計画
- ・汚泥管理計画
- ・リスク対応計画
- ・安全衛生管理方針
- ・調査計画
- ・保守点検計画
- ・補修計画
- ・修繕計画
- ・環境整備計画
- ・物品調達計画
- ・廃棄物の処分に関する計画

(2) 年度維持管理計画書

以下の事項を含む短期（年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・水質管理計画を踏まえた年度計画

- ・汚泥管理計画を踏まえた年度計画
- ・保守点検計画を踏まえた年度計画
- ・補修計画を踏まえた年度計画
- ・修繕計画を踏まえた年度計画
- ・環境整備計画を踏まえた年度計画
- ・物品調達計画を踏まえた年度計画
- ・廃棄物の処分に関する計画を踏まえた年度計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年度計画

(3) 月間維持管理計画書

以下の事項を含む実務計画期間（月次）視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・水質管理計画を踏まえた月間計画
- ・汚泥管理計画を踏まえた月間計画
- ・保守点検計画を踏まえた月間計画
- ・補修計画を踏まえた月間計画
- ・修繕計画を踏まえた月間計画
- ・環境整備計画を踏まえた月間計画
- ・物品調達計画を踏まえた月間計画
- ・廃棄物の処分に関する計画を踏まえた月間計画
- ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画

3 維持管理報告書の提出

受注者は、各維持管理計画書に基づき実施した運転管理、保守点検及び修繕等の結果を取りまとめ、本市に提出すること。

各維持管理報告書の提出期限は、以下のとおりとする。

- ・各年度報告書については、各計画期間終了時点から 30 日以内とする。
- ・各月間報告書については、月末から 15 日以内とする。ただし、水質管理報告書については月末から 30 日以内とする。
- ・年度維持管理報告書の概要等を表 5-1 に示す。表 5-1 の報告書名に記載のない報告書については、各計画期間終了時点から 30 日以内とする。

また、維持管理において故障又は事故等が発生した場合、故障事故報告書を作成し、発生後速やかに本市に提出すること。

表 5-1 維持管理報告書の概要

報告書名	報告事項	対象施設	提出形態
水質管理報告書	水質管理計画	汐入下水処理場 新屋下水ポンプ場	年度報告書 月間報告書
	水質管理実績		
	要求水準の達成状況		
汚泥管理報告書	汚泥管理計画	汐入下水処理場	年度報告書 月間報告書
	汚泥処理実績		
	汚泥搬出計画		
	汚泥搬出実績		
	要求水準の達成状況		
保安全管理報告書	保守点検計画	汐入下水処理場 新屋下水ポンプ場	年度報告書 月間報告書
	保守点検実績		
	補修、修繕、不具合箇所一覧		
	調査実績		
	環境整備実績		
	物品調達実績		
	廃棄物の処分実績		
	緊急時及び災害対応の記録		

4 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項

受注者は、処理場・ポンプ場の運転管理において、下記の運転管理に関する事項について維持管理計画に実現手法について明記のうえ実施すること。

(1) 運転管理に関する基本的事項

受注者は、運転管理を行うにあたり、以下の事項について留意すること。

- ・安定して良好な処理水質を維持し、適切な汚泥処理を実施すること。
- ・下水道施設全体にわたる水質・水量等の監視、測定、記録の実施と蓄積された記録データ（水質管理情報）の運転操作等への反映を行うこと。
- ・大幅な運転の変更又は大規模な停止及び再運転を行うときは、事前に本市と協議するものとする。
- ・豪雨時に運転変更を行うときは、事前に本市の承諾を得るものとする。
- ・本市の指示に基づく運転変更等の場合における表 4-5 及び表 4-6 に定める要求水準を遵守すること。
- ・施設、設備、機器の異常時においては、速やかに本市へ報告するとともに、適切な原因調査を行うこと。

(2) 水質管理に関する事項

ア 水質管理計画

以下の事項について留意し、水質管理計画を作成すること。

(ア) 水質管理目標

放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき受注者自らが安定的運用を図るため、運転操作上の指針とする水質管理目標値の設定

(イ) 水質試験

受注者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下のa、bに掲げる水質試験を行うこと。

a 管理のための試験

b 監視のための試験

aの試験については、別紙4を参考に受注者自らが定めた項目及び頻度で試験を実施し、放流水質が表4-5に示す要求水準を満たしていることを確認すること。なお、当該試験は維持管理対応の即時性を鑑み、再委託できないものとする。ただし、本市との協議により、再委託先からの計量証明書提出前の速報受信等により運転操作に支障をきたさないことについて承諾を得られた分析項目については再委託できるものとする。

bの試験については、表4-5に示す項目について、放流先への影響がないよう既存の施設等を利用し放流水の常時監視を行うこと。必要に応じ流入水及び放流水の水質試験を行うことにより、運転及び放流先への影響がないように監視を行うこと。また、常時監視装置(自動水質計測器)をもとに、放流水質の時間変動を把握し、費用対効果を考慮したユーティリティ費用の抑制を図ること。

(ウ) 運転操作方法

- ・水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定
- ・水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定
- ・各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法の設定

イ 水質管理の実施

処理場・ポンプ場の水処理フローを習熟のうえ、個々の施設の能力を踏まえた操作を実施すること。

ウ 水質分析の実施

水質汚濁防止法、下水道法その他関係法令に基づく水質分析を確実に実施し、放流水質が表4-5に示す要求水準を満たすことを確認すること。

エ 評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを実施すること。

オ 水質管理記録の利活用

水質管理により蓄積されたデータ及び知見は、計画及び設計を行うにあたり積極的に活用すること。

カ 悪質排水の流入への対応

悪質排水の流入等の事実を確認した場合は、以下の措置を講じるものとする。

ただし、悪質排水の流入等の結果、本要求水準書第4の1を満たさなくとも受注者は責を負わないものとする。

- ・放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかな本市への報告。
- ・放流水質基準の未達成、又はその恐れが生じた場合における、本市と対応についての協議をしたうえで、緊急改善措置を実施。
- ・放流水質の異常における正常値への復旧達成に向けた、改善措置の実施と、その効果及び改善状況の本市への報告。

キ 放流水質基準を満たさない場合等の対応

水質管理目標値が未達、又はその恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。

- ・本市への報告と、その原因の究明
- ・原因が悪質排水の流入等以外の場合は、受注者の負担による改善措置の実施
- ・放流水質が正常値となるまで、改善措置の効果、改善状況についての本市への報告

また、第4の1に規定する要求水準が未達となる恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。

- ・本市への速やかな報告と、緊急改善措置の実施
- ・悪質排水の流入時等を除いた、受注者の負担を前提とする予防・改善措置と効果の確認
- ・放流水質基準未達の懸念が払拭されるまで、改善措置の効果、改善状況についての本市への報告
- ・改善措置の効果の確認と計量証明書の提出と、費用の負担

ク 水質試験に関する留意事項

受注者は、水質試験を行うにあたり、以下の事項について留意すること。

- ・水質試験は、「JIS K 0102 規格群」及び下水道試験法に基づき実施するものとする。ただし、効果的な試験方法を提案し、本市の承諾を得られた場合、その試験方法で測定できるものとする。

- ・試験・計測結果に異常が見られたときには本市に報告すること。
- ・外部機関が実施する法定検査の際には、受注者自らも採水し、試験を行うことで分析精度維持に努めること。
- ・分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止するものとする。
- ・薬品の使用量・在庫等について、分析薬品管理台帳を作成し、その管理状況を記録しておくものとする。この管理記録は年に1回本市に報告するものとする。
- ・受注者は、試験・計測結果について水質管理報告書に記録し、本市に報告すること。
- ・使用しなくなった試薬及び分析廃液を適切に管理し、定期的に処分すること。

（３）汚泥処理に関する事項

処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、以下に掲げる事項を考慮し、適切に汚泥の処理を行うこと。

汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理を実施すること。

ア 汚泥管理計画

（ア）汚泥管理目標

汚泥処理施設を適正に管理するため、表 4-6 に示す汚泥含水率の目標値を設定すること。

（イ）汚泥試験

別紙 4 に定めるとおり試験の実施方法について示すこと。

（ウ）運転操作方法

汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験結果の相互関係とともに、各施設・設備の適切な運転条件、操作手法及び監視頻度を明示すること。

運転操作方法の設定においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水の高効率化、省エネルギー化を示すこと。

イ 汚泥管理の実施

処理場・ポンプ場の汚泥処理フローを十分に理解し、汚泥管理目標を達成するために各施設・設備の適切な運転、操作及び監視を行うこと。

なお、汚泥試験は、「JIS K 0102 規格群」及び下水道試験法に基づき実施するものとする。ただし、効果的な試験方法を提案し、本市の承諾を得られ

た場合、その試験方法で測定できるものとする。

ウ 汚泥分析の実施

処理場における脱水汚泥の分析及び悪臭測定を実施すること。脱水汚泥は表 4-6 に定める含水率等の基準を満たすことを確認し、悪臭は悪臭防止法及び敷地境界の規制基準を遵守すること。なお、分析・測定の項目、頻度等は「参考資料」における別記 1 を参考とすること。

エ 評価と見直し

汚泥管理計画は、汚泥試験結果等を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを行うこと。

オ 汚泥管理記録の利活用

汚泥管理により蓄積されたデータ及び知見は、計画及び設計を行うにあたり積極的に活用すること。

カ 脱水汚泥基準を満たさない場合等の対応

脱水汚泥基準目標値が未達、又はその恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。

- ・本市への報告と、その原因の究明。
- ・受注者の負担による改善措置の実施。
- ・脱水汚泥含水率が基準範囲内となるまで、改善措置の効果及び改善状況についての本市への報告。

(4) 安全衛生管理

現状の安全管理手法等に即した安全管理方針を策定し、運転管理業務を実施すること。

5 処理場・ポンプ場における保安全管理に関する事項

受注者は、処理場・ポンプ場の保安全管理に当たり、下記に掲げる事項を実施すること。

(1) 保守点検に関する事項

点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は本市に報告のうえ、保守対応を行うこと。

処理場等施設・設備にあつては、機能維持のために目視や測定装置の使用等により異常の有無を確認すること。

有資格者を要する業務については、適切な有資格者を配置すること。

ア 保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃並びに異常が発見された場合における調整・修理・取替等の実

施を行うとともに、以下の対応を図ること。

(ア) 保守点検計画

対象施設、保守点検項目、頻度、保守点検方法及び判定基準、保守点検周期、等の具体的実施事項について記載すること。

(イ) 評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施すること。

(ウ) 保守点検記録の利活用

保守点検により蓄積されたデータ及び知見は、調査の精度向上を図るために積極的に活用すること。

イ 日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、その状況を記録すること。また、日常点検業務の実施に当たっては、以下の事項について留意すること。

- ・処理状況及び設備の稼働状況に応じて、施設、設備の運転状況を確認することで異常の早期発見に努めること。
- ・日常点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に留意すること。
- ・日常点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに、必要に応じ本市に報告を行うこと。

ウ 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録

エ 法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を実施

オ 保守点検に関する業務内容

受注者は、以下の（ア）～（ク）に示す業務を実施すること。

これらの業務のうち、消防法、電気事業法その他関係法令により実施が義務付けられるものは、当該法令に基づき確実に実施すること。

なお、各業務の実施に当たっては、「参考資料」に示す各種参考仕様書をもとに実施することができる。

(ア) 消防設備点検業務

受注者は、消防法第 17 条の 3 の 3 「消防設備等の点検及び報告」に基づく外観機能点検及び総合点検を実施すること。

消防設備点検を実施するにあたっては、「参考資料」の別記 2 に示す業務内容及び設備点数等を参考とすること。

(イ) 自家用電気工作物保安管理業務

受注者は、以下の事項に留意し、自家用電気工作物保安管理業務を実施すること。

- ・受注者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検及び測定を行うとともに、技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。
- ・また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任すること。作業責任者は、主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。
- ・保安規程及び主任技術者の届出は、受注者が設置者として監督官庁へ行うこと。
- ・業務の実施に当たっては、「参考資料」別記3をもとに実施することができる。

（ウ）計装設備点検業務

受注者は、以下の事項に留意し、計装設備点検業務を実施すること。

- ・受注者は、汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場における計装設備に対し、定期的な点検及びループ試験を行うこと。
- ・当該業務の点検計画については別紙8に示すとおりとし、具体的な業務内容については「参考資料」の別記4に示すとおりとする。

（エ）遮断器点検業務

受注者は、以下の事項に留意し、遮断器点検業務を実施すること。

- ・受注者は、汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場の真空遮断器（受電盤・自家発連絡盤・動力変圧器一次盤・主幹盤等）及び真空接触器（コンデンサ盤）の点検整備を行うこと。
- ・当該業務の点検計画については別紙8に示すとおりとし、具体的な業務内容については「参考資料」の別記5に示すとおりとする。

（オ）浮標灯点検業務

受注者は、以下の事項に留意し、浮標灯点検業務を実施すること。

- ・受注者は、汐入下水処理場放流渠先端部に係留する浮標灯の点検整備及び係留材チェーンの取替を行うこと。
- ・当該業務の点検計画については別紙8に示すとおりとし、具体的な業務内容については「参考資料」の別記6に示すとおりとする。

（カ）遠心脱水機保守点検業務

受注者は、汐入下水処理場における横型遠心脱水機の分解点検を行うものとする。

なお、具体的な業務内容については、「参考資料」の別記7に示すとおりとする。

(キ) ポンプ・ブロワ保守点検業務

受注者は、汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場におけるポンプ・ブロワの分解整備、部品交換及び試運転を行うものとする。

なお、具体的な業務内容については、「参考資料」の別記8に示すとおりとする。

(ク) 自家発電設備保守点検業務

受注者は、汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場における自家用発電設備（パッケージ発電設備）の保守点検を行うこと。

なお、具体的な業務内容については、「参考資料」の別記9に示すとおりとする。

(2) 調査に関する事項

改築時期及び範囲を特定するため以下を踏まえ情報を収集すること。

調査実施に当たっては、目視・聴覚等による定性的な状態把握や、調査対象の特性に応じた測定機器等を用い劣化の状態を確認し記録するとともに、調査結果の妥当性について客観的な判断が出来るように努めること。

ア 調査計画

以下の事項を包含する調査計画を作成すること。

- ・各設備の管理方法
- ・対象施設
- ・実施時期
- ・調査単位
- ・調査方法
- ・概算費用

イ 評価と見直し

調査の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

ウ 調査記録の情報提供

調査により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見については、改築担当に対し積極的に情報提供を図ること。

(3) 補修に関する事項

補修は、各種点検によって発見された異常について、正常な状態に復帰させるために行う調整又は消耗品の交換並びに塗装を行う作業とする。なお、補修の対象となる設備は、別紙2に示す各施設の設備一覧を参考とすること。

ア 補修計画

以下の事項に留意して、補修計画を策定すること。

- ・各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、補修等の対策の必要性、対策方法等を記載すること。

イ 補修業務

以下の事項に留意して、補修を実施すること。

- ・保守点検等により発見した不具合及び故障のうち、特殊工具又は専門的な技術を必要としないで修復可能な分解、調整及び消耗品の交換を行うものとする。
- ・発錆及び腐食等による剥離箇所が認められた場合、錆防止等、局所的な補修を行うこと。ただし、組足場等を必要としない補修とする。
- ・特殊工具又は専門的な技術を必要としないで修復可能な場合、部品又は消耗品の交換及び調整を行うこと。
- ・上記のうち、特殊工具又は専門的な技術を必要とすると判断される場合は、修繕の対象とする。
- ・制御に関する発信機の専門的技術を必要としない点検及び調整を行うこと。
- ・補修及び機器の調整、交換を行った場合は、その結果を保全管理報告書に記載すること。

(4) 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、事故及び機能低下並びに故障停止の未然防止を目的とした計画的な修繕を実施するとともに、突発的な故障、不具合又は機能低下が発生した場合には、速やかに原因を把握し、必要な応急措置及び修繕を実施すること。

修繕の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ修繕を実施すること。

ア 修繕計画

以下の事項に留意して、修繕計画を策定すること。

(ア) 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、修繕内容、判定基準を記載。

(イ) 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載。

(ウ) 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

イ 修繕の実施

以下の事項に留意して、修繕を実施すること。

- ・修繕対象は、土木構造物、建築物（建築付帯設備を含む）、外構、貸与した水質試験備品等を含むものとする。
- ・修繕業務を実施する場合は、予め本市に見積りを提出し、承諾を得ること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではなく、修繕実施後、本市及び受注者で協議するものとする。
- ・修繕に使用する部品等は、仕様変更等により性能が低下しないよう留意する。
- ・市の指示により本委託範囲外の修繕工事等を行った場合、これに要した費用は市が負担するものとする。
- ・実施した修繕の結果を保全管理報告書に記録し、本市に報告するものとする。

（５）環境整備に関する事項

受注者は、処理場・ポンプ場及び隣接する緑地広場に対し、衛生的かつ良好な環境を確保するため、清掃、除草、樹木管理等の業務を行うこと。

受注者は、環境整備の結果について報告書に記録し、本市に提出すること。

ア 実施項目

受注者は、環境整備業務として以下の作業を行うこと。

- ・処理場・ポンプ場及び緑地広場整備（除草、清掃、樹木管理）
- ・緑地広場内遊具点検

イ 環境整備計画

以下の事項を包含する環境整備計画を策定すること。

- ・作業場所
- ・作業頻度
- ・作業手順及び作業方法
- ・その他必要な事項

ウ 環境整備の実施

環境整備の実施に当たっては、以下の事項に留意して行うこと。

なお、公道での作業時には、道路使用許可を受け、交通規制及び標識等必要な措置を講じるとともに交通誘導員を配置して行うものとする。

（ア）処理場・ポンプ場及び緑地広場整備（樹木管理、除草、清掃）

処理場・ポンプ場及び緑地広場の良好な環境を維持するため、各施設内の樹木管理、除草、清掃等を行うこと。業務の実施に当たっては、以下の事項について留意すること。

- ・業務の実施に当たっては、別紙 5 に示す現状の維持管理状況及び「参考資料」に示す別記 10、別記 11 を参考とすること。
- ・施設内の樹木について、倒木・枝折れ及び道路・近隣への越境を防止し、良好な景観を維持するよう管理すること。
- ・施設内の清掃に当たっては、場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。
- ・汐入処理場管理棟における床洗浄ワックス塗布、トイレ清掃、ガラススクリーニング等の詳細については「参考資料」の別記 10 を参考とすること。

(イ) 緑地広場内遊具点検

緑地広場内遊具点検の実施に当たっては、以下の事項について留意すること。なお、現況の維持管理状況は別紙 5 に示すとおりとなっている。

- ・緑地広場内の遊具については、利用者の事故を防止するため、有資格者により定期的に点検を行い、危険箇所が認められた場合は速やかに是正すること。
- ・点検対象、頻度等については「参考資料」の別記 12 を参考とすること。

(6) 物品等の調達管理に関する事項

ア 基本的事項

業務を行う上で必要となる以下に示す物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、対象業務に応じた適切な品質及び規格のものを調達すること。

- ・運転に必要な薬品類、活性炭、補修用材料、分析用試薬、消耗品、部品、付属品及び予備品等
- ・その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

イ 物品調達計画

受注者は、本市と協議のうえ物品調達計画を策定すること。

ウ 物品等の調達

物品等の調達に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・薬品類、活性炭の調達においては、「参考資料」の別記 13 及び別記 14 に示す仕様と同等の性能を発揮するものを調達すること。
- ・在庫管理を徹底し、在庫不足による支障が生じないようにすること。
- ・薬品類、軽油、光熱水の使用量及び残量を記録し、月末に本市に報告すること。

- ・調達にあたり、計量証明書を本市に提出するものとする。また、必要に応じて品質証明書の書類（写し）を提出すること。
- ・受注者は、納入品の仕様書・取扱い説明書、納品書・受領書を保管するものとし、本市は、必要に応じて提出を求めることができる。
- ・納入品及び量等を報告書に記録し、本市に報告すること。
- ・受注者は、契約開始日から 10 日以内に各物品の在庫量を確認し、当該在庫量について、本市と受注者の間で合意を得るものとする。
- ・受注者は、契約終了時に前項で合意を得た在庫量と同等の量を在庫として揃えること。
- ・受注者の故意過失により使用量が増大した場合の費用は、受注者が負担するものとする。
- ・流入水量及び水質の著しい変化により、薬品類の使用量に著しい増減があった場合、その取扱いについては本市と受注者が協議して決定するものとする。
- ・著しい物価変動及び製品の供給停止又は製造終了があった場合は、その取扱いについては本市と受注者が協議して決定するものとする。

（７）廃棄物の処分にに関する事項

ア 基本的事項

廃棄物の処分に当たっては、廃棄物処理法及びその他関係法令を遵守し、適正な処分及びマニフェスト管理（電子又は紙）を行うこと。

また、受注者が本市の補助者として行う J W N E T によるマニフェスト電子登録又は紙マニフェスト A 票の交付から、受注者が本市の補助者として契約する産業廃棄物収集運搬業者への引き渡し及び J W N E T による搬出実績の報告又は紙マニフェスト E 票（D 票）の受領までとする。

イ 廃棄物処分に関する計画

本市と協議のうえ、廃棄物処分に関する計画を作成すること。

ウ 廃棄物処分の実施

受注者は、（ア）～（オ）に示す業務を実施すること。

なお、各業務の実施に当たっては、「参考資料」に示す各種参考仕様書をもとに実施することができる。

（ア）汚泥収集・運搬及び処分業務

受注者は、以下の事項に留意し、汚泥収集運搬・処分業務を行うこと。

- ・受注者は、汐入下水処理場の汚泥処理工程で発生する下水汚泥について、適切な処理（収集運搬）を行うこと。

- ・下水汚泥の種類、発生予定数量、具体的な業務内容等については、「参考資料」の別記 15 に示すとおりとする。

(イ) し渣運搬・処分業務

受注者は、以下の事項に留意し、し渣運搬・処分業務を行うこと。

- ・受注者は、汐入下水処理場の沈砂池等から発生するし渣等（汚泥と廃油の混合物）について、適切な収集運搬・処分を行うこと。
- ・運搬方法及び処分方法の詳細については、「参考資料」の別記 16 を参考とすること。

(ウ) 廃棄物（廃プラ）処分業務

受注者は、以下の事項に留意し、廃棄物（廃プラ）処分業務を行うこと。

- ・受注者は、汐入下水処理場における廃プラスチック類及び金属くずの混合廃棄物の処分を行うこと。
- ・廃棄物の年間予定数量等については、「参考資料」の別記 17 に示すとおりとする。

(エ) COD 分析廃液収集運搬及び処分業務

受注者は、以下の事項に留意し、COD 分析廃液収集運搬・処分業務を行うこと。

- ・本業務は、汐入下水処理場内のCOD分析で発生した廃液を収集するとともに、処理施設へ安全かつ適正に運搬し、処分を完了することを目的とする。
- ・処分の対象及び搬出回数等については、「参考資料」の別記 18 に示すとおりとする。
- ・その他、水質分析により発生した廃液・廃薬品については、その政情を明らかにし、必要に応じて適切に処分すること。

(オ) 沈査浚渫業務

受注者は、以下の事項に留意し、沈査・浚渫業務を行うこと。

- ・受注者は、沈砂池・ポンプ井等に堆積した土砂及び汚泥について、吸引車による浚渫作業及び処分を行うこと。
- ・業務の詳細及び処分量については、「参考資料」の別記 19 に示すとおりとする。

(8) 緊急時及び災害対応等業務

緊急時及び災害対応に当たっては、以下の事項について留意すること。

- ・常に迅速な対応が図れるよう、事前に本市と協議のうえ、緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制を確保すること。
- ・焼津市地域防災計画に準拠した参集方法を定めること。

- ・「焼津市下水道BCP」に準拠した施設調査手順を定めること。
- ・下水処理場等の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに本市に報告し、対処方法について協議すること。

(9) 施設情報管理に関する事項

運転管理、保守点検で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を本市が提供する「ストック台帳（処理場・ポンプ場）」を利用し管理すること。なお、受注者が別途、管理システムを用意し、管理することを妨げないが、契約終了時においては、シェープファイル、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを本市又は本市の指定した者に提出すること。

第6 管路施設の維持管理に関する要求

1 維持管理全般に関する要求

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理に努めること。

(1) 基本的事項

ア 目的

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、事業期間を通じて道路陥没や溢水等が発生しないような維持管理を実現すること。当該事象が発生した場合には、発生原因を調査し再発防止のための施策を講じること。

イ 維持管理体制

(ア) 維持管理要件

管路施設の維持管理に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・計画的な点検・調査の実施
- ・住民からの対応要求に対しては、即日により一時対応を行い、解決を試みること。対応困難な案件が生じた場合は、本市に速やかに報告し解決を図ること。
- ・豪雨、停電、重大事故発生等の非常時対応を要する事態、又は生じる恐れがある場合に緊急対応できる体制を構築すること。
- ・維持管理において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担当すること。

(イ) 従事職員が有すべき資格

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(2) 業務内容

管路施設における維持管理業務は以下とすること。

ア 維持管理

- ・保守点検（巡視による日常点検、目視等により異常の有無の記録）
- ・点検・調査（改築時期及び範囲を特定する情報の収集）
- ・リスク管理（施設の運転操作及び監視等におけるリスク対応等）
- ・修繕（設備の一部取換え）
- ・緊急時及び災害時対応（連絡体制、出動体制等）

- ・安全管理（作業環境の保全等）
- イ 住民対応業務
 - ・住民対応・苦情等に対する対応（現場確認、安全確保、応急対応、修繕等）
 - ・重要案件の本市への報告

2 維持管理計画書に関する事項

受注者は、管路施設の維持管理において、以下を取りまとめ提出すること。

（１）長期維持管理計画書

以下の事項を含む長期（10 年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・保守点検計画
- ・点検・調査計画
- ・リスク対応計画
- ・修繕計画
- ・安全衛生管理方針

（２）年度維持管理計画書

以下の事項を含む短期（年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・保守点検計画を踏まえた年度計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年間計画

（３）月間維持管理計画書

以下の事項を含む実務計画期間（月次）視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・保守点検計画を踏まえた月間計画
- ・その他当該月における実施予定業務に関する月間計画

3 維持管理報告書の提出

受注者は、各維持管理計画書に基づき実施した保守点検及び修繕等の結果を取りまとめ、本市に提出すること。

各維持管理報告書の提出期限は、以下のとおりとする。

- ・各年度報告書については、各計画期間終了時点から 30 日以内とする。
- ・各月間報告書については、月末から 15 日以内とする。
- ・年度維持管理報告書については、各計画期間終了時点から 30 日以内とする。

また、維持管理において事故等が発生した場合、事故報告書を作成し、発生後速やかに本市に提出すること。

4 管路施設の維持管理に関する事項

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理を行うこと。

(1) 巡視

全路線を対象とし、実施周期については管路の重要度に応じて変更する。管路施設が埋設されている地上部（道路面、人孔蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。また、表 6-1 に掲げる事項を行うこと。

表 6-1 想定実施数量

種別	実施数量
巡視	約 171 km

(2) 点検・調査

管路施設については、事業期間中に表 6-2 に示す点検・調査を実施し、ストックマネジメント計画の見直しを図ること。なお、実施数量の内訳については、別紙 1-8 に記載の内容を想定しており、実施時期については本市が別途示す予算上限額範囲内での早期達成に対する受注者の提案によるものとする。

ア 点検工

点検工の実施については、「下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―2020 年版 公益社団法人日本下水道協会」（以下「積算要領」という。）に記載されている「Ⅲ．管路施設調査工仕様書」に基づき実施する。

ただし、本業務委託は、より多くの管路施設を点検することで広範囲の管路施設の劣化・損傷状態を把握することがスクリーニングの目的であるため、従来の管きょ内洗浄作業およびTVカメラ調査時の詳細な側視確認及び寸法計測を省略する。カメラシステムは、オペレーターによる都度の判定を行わずに管路内の点検を実施することができるシステムであること。カメラヘッドは広角レンズを採用し、従来のカメラ調査における直視・側視の切り換えや、異常箇所等における停止などの動作は行わない。光源は鮮明な映像を撮影するに十分な光量が得られるものとする。なお、点検機材については事前に監督員に承諾を得ることとする。

※動画解像度：1920×1080 以上

イ 調査工

調査工の実施については、積算要領に記載されている「Ⅰ．管路施設清掃工仕様書」及び、「Ⅲ．管路施設調査工仕様書」に基づき実施する。

管きょ内に土砂等が堆積し、堆積物の除去が必要だと判断される場合は、事前に監督員と協議し、対応方法を決定する。

ウ 人孔・人孔蓋点検工

人孔・人孔蓋点検工の実施については、積算要領に掲載されている「Ⅱ．管路施設巡視・点検工仕様書 第3章巡視点検工（5）点検」に基づき実施する。調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、点検ミラーとライトを用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール蓋の点検作業は、マンホール蓋巡視工に準じた点検とする。

表 6-2 実施箇所及び実施数量

種別	工種例	全体実施数量（10年間）
点検	管路点検	約 171 km
	マンホール点検	約 5,548 基
調査	管路調査	約 171 km

（3）マンホールポンプの維持管理に関する事項

以下の事項に留意し、マンホールポンプの維持管理を行うこと。

- ・マンホールポンプの維持管理については、降雨時を含め排水機能を停止させることなく、定期点検・清掃・部品交換を行うこと。具体的な作業内容及び頻度は別紙6を参考として示す。
- ・公道での作業時には、道路使用許可を受け、交通規制及び標識等必要な措置を講じるとともに交通誘導員を配置して行うものとする。

（4）雨水ポンプ等の維持管理に関する事項

以下の事項に留意し、雨水ポンプ等の維持管理を行うこと。

- ・雨水ポンプの維持管理については、降雨時を含め排水機能を停止させることなく、定期点検・清掃・部品交換を行うこと。具体的な作業内容及び頻度は別紙6を参考として示す。
- ・公共での作業時には、道路使用許可を受け、交通規制及び標識灯必要な措置を講じるとともに、交通誘導員を配置して行うこと。

（5）リスク管理に関する事項

ア リスク対応計画

2次災害も含めた地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画を作成すること。

イ 評価と見直し

リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。

(6) 修繕に関する事項

管路施設の機能に影響を与えないように、以下の事項を踏まえ、修繕を実施すること。

- ・突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施すること。

(7) 緊急時及び災害対応等業務

常に迅速な対応が図れるよう、事前に本市と協議のうえ、緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制を確保すること。焼津市地域防災計画に準拠した参集方法を定めること。

(8) 安全管理

ウ 一般事項

以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。

- ・公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止
- ・作業中は気象情報に十分注意を払い、大雨等の予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制の構築
- ・受注者自らが安全を担保することを目的に具体的な安全管理方法について定め、年度維持管理計画書に記載すること。
- ・労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。

ア 安全衛生管理方針

現状の安全管理手法等を把握の上、安全管理方針を策定の上、下記の安全管理業務を実施すること。

(ウ) 安全教育

以下に掲げる事項を考慮し、安全教育を実施すること。

- ・業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと。

（エ）労働災害防止

下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。

- ・現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- ・マンホール、管きょなどに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- ・作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

イ 公衆災害防止

下記を踏まえた公衆災害防止策を実施すること。

- ・作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施すること。
- ・作業現場に業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保すること。
- ・作業区域内に交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導による交通整理を行うこと。
- ・路上で作業を行う場合、所轄の警察署で道路使用許可申請を行い、許可条件を遵守すること。
- ・作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

5 住民対応業務に関する事項

業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。

地域住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに本市に報告すること。

6 その他

(1) 留意事項

維持管理業務全般にわたり、道路使用許可条件を遵守して行い、作業記録簿を作成し、重要な問題があった場合は写真と共に記録を残し、本市の請求があった場合は速やかに提出すること。

(2) 施設情報管理に関する事項

維持管理、保全管理で発生した情報（異常情報・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報）を本市が提供する「下水道台帳」を利用し管理すること。なお、受注者が別途、管理システムを用意し、管理することを妨げないが、契約終了時においては、シェープファイル、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを本市又は本市の指定した者に提出すること。

(3) 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる以下に示す物品等を調達し、適切に管理を行うこと。
また、対象業務に応じた適切な品質及び規格のものを調達すること。

- ・維持管理に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
- ・その他維持管理に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

第7 コミュニティプラント処理場施設の性能全般に関する要求

1 汚水処理に関する要求

(1) 流入水量実績及び流入水質実績（すみれ台住宅団地下水処理場）

過去5年間における流入水量実績及び流入水質実績は、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりとなっている。

表 7-1 流入水量実績（すみれ台住宅団地下水処理場）

年度	日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	日最大流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	年間流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$)
令和2年度	470.3	1,743	171,659
令和3年度	444.5	1,885	162,242
令和4年度	437.4	2,003	159,651
令和5年度	471.4	1,974	172,061
令和6年度	475.1	2,224	172,411

表 7-2 流入水質実績（すみれ台住宅団地下水処理場）

年度	BOD (mg/ℓ) (平均)	SS (mg/ℓ) (平均)
令和2年度	160	132.5
令和3年度	162.5	169.3
令和4年度	117.5	110.3
令和5年度	94.5	106.8
令和6年度	116.3	117.8

(2) 流入水量実績及び流入水質実績（つつじ平住宅団地下水処理場）

過去5年間における流入水量実績は、表 7-3 に示すとおりとなっている。

表 7-3 流入水量実績（つつじ平住宅団地下水処理場）

年度	日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	日最大流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	年間流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$)
令和2年度	266.9	—	97,418
令和3年度	310.8	—	113,442
令和4年度	263.7	—	96,250
令和5年度	254.4	—	92,856
令和6年度	278.2	—	101,543

※日最大流入水量は不明

※流入水質については管理対象外

(3) 流入水量実績及び流入水質実績（坂本住宅団地下水処理場）

過去5年間における流入水量実績は、表 7-4 に示すとおりとなっている。

表 7-4 流入水量実績（坂本住宅団地下水処理場）

年度	日平均流入水量 (m ³ /日)	日最大流入水量 (m ³ /日)	年間流入水量 (m ³ /年)
令和2年度	42.1	—	15,366
令和3年度	39.2	—	14,308
令和4年度	39.5	—	14,417
令和5年度	38.8	—	14,162
令和6年度	38.8	—	14,162

※日最大流入水量は不明

※流入水質については管理対象外

(4) 放流水質基準に関する要求

受注者は、標準活性汚泥法の施設であるため本施設を活用し、コミュニティプラントの放流水質について、表 7-5 に示す要求水準を満たす施設性能を維持すること。

表 7-5 放流水質基準

施設名	項目	要求水準※
すみれ台住宅団地	pH	5.8 ～ 8.6
	BOD (mg/l)	30 (日平均)、40 (最大)
	SS (mg/l)	70 (日平均)、90 (最大)
	大腸菌数 (CFU/ml)	800
つつじ平住宅団地	pH	5.8 ～ 8.6
	BOD (mg/l)	30 (日平均)、40 (最大)
	SS (mg/l)	70 (日平均)、90 (最大)
	大腸菌数 (CFU/ml)	800
坂本住宅団地	pH	5.8 ～ 8.6
	BOD (mg/l)	30 (日平均)、40 (最大)
	SS (mg/l)	70 (日平均)、90 (最大)
	大腸菌数 (CFU/ml)	800

※要求水準値は、「静岡県水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準に関する条例」に基づく、上乗せ基準値を記載

(5) 汚泥の運搬・処理に関する要求

汚泥の運搬については、表 7-6 のとおりとし、坂本住宅団地、すみれ台住宅団地については、焼津市小屋敷環境管理センターによる運搬・処理とし、つつじ平住宅団地は、廃棄物処理許可業者での運搬・処理とする。

表 7-6 汚泥の運搬・処理

施設名	運搬・処理	要求水準	
すみれ台住宅団地	焼津市小屋敷環境管理センター	12,000 l / 月	60 回 / 年
坂本住宅団地		12,500 l / 月	12 回 / 年
つつじ平住宅団地	民間の廃棄物処理許可業者	40 m ³ / 月	12 回 / 年

2 事業終了時に求める施設状況に関する要求

受注者は、表 8-1 に示す維持管理報告書をもとに、客観性を有する手法により事業終了時の施設状況を示す一覧表を本市に提出すること。なお、求められる施設状況については本市と協議を行い決定するものとする。

第8 コミュニティプラント処理場施設の維持管理に関する要求

1 事業の前提

受注者は、以下に掲げる既存処理施設の維持管理を行うこと。⁴

- ・ すみれ台住宅団地下水処理場
- ・ つつじ平住宅団地下水処理場
- ・ 坂本住宅団地地下水処理場

2 維持管理全般に関する要求

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、処理場の維持管理に努めること。

(1) 基本的事項

ア 目的

受注者が創意工夫を十分に発揮し、下水道機能の維持向上を図ることを目的とする。

イ 維持管理体制の構築

(ア) 維持管理要件

以下に掲げる事項を踏まえて、安全性、信頼性を確保できる体制を構築すること。

- ・ 受注者は、緊急事態に備えて必要な措置が講じられるよう、業務従事者の非常招集ができる体制を確立するものとする。
- ・ 受注者は、大雨、台風、地震、火災等による災害、及び水質並びに機械電気設備等の異常に備え、業務従事者及び受注者は緊急時の出勤に応じられるよう体制を確立しておくものとする。
- ・ 受注者は、施設の停電、原水槽の水位異常が発生した際、当該施設の通報装置から発信される連絡を確実に受信できる体制を確立するものとする。
- ・ 受注者は、施設に異常が認められるとき、又は緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じ、速やかに本市に連絡するものとする。
- ・ 豪雨、停電、事故発生等の非常時対応を要する事態、又は恐れがある場合には緊急対応ができる体制

(イ) 従事職員が有すべき資格

⁴既存施設の更新又は廃止後、新処理場施設の維持管理を本業務の受注者に委ねることが必要と認められる場合は、追加業務として行うものとする。なお、当該業務に係る費用は、市との協議のもと、当該追加業務の費用を定め、変更契約を行うものとする。

以下に掲げる事項を踏まえて、業務従事者を配置すること。

- ・業務従事者の中に廃棄物処理法第 21 条第 3 項、又は浄化槽法第 10 条第 2 項に規定する技術管理者、及び浄化槽管理士の資格を有する者を配置すること。
- ・技術管理者は、1 週間に 1 回以上、対象施設に赴き業務従事者の監督及び処理場の維持管理を行うものとする。
- ・受注者は、業務従事者の氏名、保有資格免許等について、書面により届け出るものとする。
- ・受注者は、前項の業務従事者を交代し、又は異動させる場合には、事前に委託者に届け出るものとする。
- ・本市は、委託業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる業務従事者があった場合は、受注者に対しその理由を明示し、必要な措置を求めることができる。この場合、受注者は、速やかに委託業務に支障のないよう必要な措置をとるものとする。

(2) 業務全般（すみれ台住宅団地下水処理場）

すみれ台住宅団地下水処理場における維持管理業務は以下とすること。

ア 運転管理

(ア) 運転監視

- ・ポンプ、ディーゼルエンジン、発動機、送風機、減菌設備及びその他補機の運転及びその関連業務
- ・各種電気設備の運転及びその関連業務
- ・貯留槽、曝気槽、沈殿槽等及び付帯設備の運転

(イ) 水質管理

以下の事項に対する水質検査の実施（定期検査）

- ・水素イオン濃度（pH）
- ・生物化学的酸素要求量(BOD)
- ・化学的酸素要求量(COD)
- ・浮遊物質（SS）
- ・大腸菌数
- ・外観
- ・臭気
- ・透視度
- ・残留塩素
- ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(ウ) エネルギー管理

- ・薬品類、資材の調達管理
- ※電気、ガス、水道の光熱費は本市対応

(エ) 文書管理

- ・維持管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、その他業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

(オ) 保安全管理

- ・敷地内への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視
- ・自家用発電工作物の保安業務

イ 保安全管理

(ア) 保守点検

- ・機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検
- ・機械設備、電気・計装設備等の法定点検
- ・水質検査（検査機関による検査）

(イ) 衛生管理

- ・敷地内及び建物内部の日常清掃

※保安全管理の計画については別紙9に示すとおりとする。

ウ 修繕

(ア) 修繕

- ・点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、修繕の計画作成と実施
- ・設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施
- ・市民等からの通報等に基づく修繕

エ 廃棄物管理

(ア) 汚泥管理

- ・処理場から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬・処理
- ※焼津市環境管理センターでの処理によるため、処理依頼から支払いまでの業務とする。

オ 緊急対応

(ア) 災害及び緊急時対応

- ・焼津市下水道BCP等の危機管理マニュアルに基づく、災害及び緊急時の一次対応、連絡協議

カ その他

(ア) 環境整備

- ・施設外観の管理
- ・剪定等の樹木管理及び、除草、清掃等の環境整備
- ・工具、機器類の整理整頓、管理

(イ) 安全衛生管理

- ・受注者の従業員等の安全衛生管理、健康診断

(ウ) マニュアル整備

- ・運転管理、保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備及び、危機管理マニュアルの整備

(3) 業務全般（つつじ平住宅団地下水処理場）

つつじ平住宅団地下水処理場における維持管理業務は以下とすること。

ア 運転管理

(ア) 運転監視

- ・ポンプ、ディーゼルエンジン、発動機、送風機、滅菌設備及びその他補機の運転及びその関連業務
- ・各種電気設備の運転及びその関連業務
- ・貯留槽、曝気槽、沈殿槽等及び付帯設備の運転

(イ) 水質管理

以下の事項に対する水質検査の実施（定期検査）

- ・水素イオン濃度（pH）
- ・生物化学的酸素要求量(BOD)
- ・化学的酸素要求量(COD)
- ・浮遊物質量（SS）
- ・大腸菌数
- ・外観
- ・臭気
- ・透視度
- ・残留塩素
- ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(ウ) 調達管理

- ・薬品類、資材の調達管理
※電気、ガス、水道の光熱費は本市対応

(エ) 文書管理

- ・維持管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、その他業

務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

(オ) 保安全管理

- ・敷地内への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視
- ・自家用発電工作物の保安業務

イ 保全管理

(ア) 保守点検

- ・機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検
- ・機械設備、電気・計装設備等の法定点検
- ・浄化槽の保守点検
- ・水質検査（検査機関による検査）

(イ) 衛生管理

- ・水槽、タンク等の保守管理並びに敷地内及び建物内部の日常清掃

※保全管理の計画については別紙 9 に示すとおりとする。

ウ 修繕

(ア) 修繕

- ・点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、修繕の計画作成と実施
- ・設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施
- ・市民等からの通報等に基づく修繕

エ 廃棄物管理

(ア) 廃棄物管理

- ・処理場から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬・処理
- ※処理運搬許可業者での処理によるため、処理運搬許可業者選定から支払いまでの業務とする。

オ 緊急対応

(ア) 災害及び緊急時対応

- ・焼津市下水道 B C P 等の危機管理マニュアルに基づく、災害及び緊急時の一次対応、連絡協議

カ その他

(ア) 環境整備

- ・施設外観の管理

- ・剪定等の樹木管理及び、除草、清掃等の環境整備
- ・工具、機器類の整理整頓、管理
- (イ) 安全衛生
 - ・受注者の従業員等の安全衛生管理、健康診断
- (ウ) マニュアル整備
 - ・運転管理、保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備及び、危機管理マニュアルの整備
- (エ) 浄化槽法定点検
 - ・浄化槽法定点検（浄化槽法 11 条）
 - ・水質検査（検査機関による検査）

(4) 業務全般（坂本住宅団地下水処理場）

坂本住宅団地下水処理場における維持管理業務は以下とすること。

ア 運転管理

- (ア) 運転監視
 - ・ポンプ、ディーゼルエンジン、発動機、送風機、滅菌設備及びその他補機の運転及びその関連業務
 - ・各種電気設備の運転及びその関連業務
 - ・貯留槽、曝気槽、沈殿槽等及び付帯設備の運転

(イ) 水質管理

以下の事項に対する水質検査の実施（定期検査）

- ・水素イオン濃度（pH）
- ・生物化学的酸素要求量(BOD)
- ・化学的酸素要求量(COD)
- ・浮遊物質量（SS）
- ・大腸菌数
- ・外観
- ・臭気
- ・透視度
- ・残留塩素
- ・アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(ウ) エネルギー管理

- ・薬品類、資材の調達管理
 - ※電気、ガス、水道の光熱費は本市対応

(エ) 文書管理

- ・維持管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、その他業

務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

(オ) 保安管理

- ・敷地内への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視
- ・自家用発電工作物の保安業務

イ 保全管理

(ア) 保守点検

- ・機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検
- ・機械設備、電気・計装設備等の法定点検
- ・浄化槽の保守点検
- ・水質検査（検査機関による検査）

(イ) 衛生管理業務

- ・敷地内及び建物内部の日常清掃

※保全管理の計画については別紙 9 に示すとおりとする。

ウ 修繕

(ア) 修繕

- ・点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、修繕の計画作成と実施
- ・設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施
- ・市民等からの通報等に基づく修繕

エ 廃棄物管理

(ア) 汚泥管理

- ・処理場から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬・処理
- ※焼津市環境管理センターでの処理によるため、処理依頼から支払いまでの業務とする。

オ 緊急対応

(ア) 災害及び緊急時対応

- ・焼津市下水道 B C P 等の危機管理マニュアルに基づく、災害及び緊急時の一次対応、連絡協議

カ その他

(ア) 環境整備

- ・施設外観の管理

- ・剪定等の樹木管理及び、除草、清掃等の環境整備
- ・工具、機器類の整理整頓、管理
- (イ) 安全衛生管理
 - ・受注者の従業員等の安全衛生管理、健康診断
- (ウ) マニュアル整備
 - ・運転管理、保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備及び、危機管理マニュアルの整備
- (エ) 浄化槽法定点検
 - ・浄化槽法定点検（浄化槽法 11 条）
 - ・水質検査（検査機関による検査）

(5) 放流水質検査

受注者は、放流水質基準が満たされていることを確認するため、以下の検査等を行うこと。

- ・放流水質が静岡県の水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を満たしているかを判定するため、表 7-5 に示す項目について定期検査を行うこと。

(6) 従事職員の要件

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

ア 配置従事者

- ・業務従事者、技術管理者を 1 名ずつ配置すること。

イ 業務従事者

- ・業務従事者として水処理の知識と実務経験のある者を配置すること。

ウ 技術管理者

- ・廃棄物処理法第 21 条第 3 項、又は浄化槽法第 10 条第 2 項に規定する技術管理者、及び浄化槽管理士の資格を有する者を配置すること。

3 維持管理計画書に関する事項

受注者は、処理場施設の維持管理において、以下を取りまとめ提出すること。

(1) 長期維持管理計画書

以下の事項を含む長期（10 年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・水質管理計画

- ・汚泥管理計画
- ・保守点検計画
- ・安全衛生管理方針
- ・修繕計画

(2) 年度維持管理計画書

以下の事項を含む短期（年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたものの。

- ・水質管理計画を踏まえた年度計画
- ・汚泥管理計画を踏まえた年度計画
- ・保守点検計画を踏まえた年度計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年度計画

4 維持管理報告書の提出

受注者は、実施した運転管理、保守点検及び修繕の結果を取りまとめ、本市に提出すること。

各維持管理報告書の提出期限は、以下のとおりとする。

- ・各年度報告書については、各計画期間終了時点から速やかに提出すること。
- ・各月間報告書については、月末の終了時点から速やかに提出すること。ただし、水質管理報告書については月末から 30 日以内とする。
- ・年度維持管理報告書の概要等を表 8-1 に示す。表 8-1 の報告書名に記載のない報告書については、各計画期間終了時点から 30 日以内とする。

また、維持管理において故障又は事故等が発生した場合、故障事故報告書を作成し、発生後速やかに本市に提出すること。

表 8-1 維持管理報告書の概要

報告書名	報告事項	対象施設	提出形態
水質管理報告書	水質管理計画	すみれ台住宅団地下水処理場 つつじ平住宅団地下水処理場 坂本住宅団地下水処理場	年度報告書 月間報告書
	水質管理実績		
	要求水準の達成状況		
汚泥管理報告書	汚泥管理計画	すみれ台住宅団地下水処理場 つつじ平住宅団地下水処理場 坂本住宅団地下水処理場	年度報告書 月間報告書
	汚泥処理実績		
	汚泥搬出計画		
	汚泥搬出実績		
	要求水準の達成状況		
保全管理報告書	保守点検計画	すみれ台住宅団地下水処理場 つつじ平住宅団地下水処理場 坂本住宅団地下水処理場	年度報告書 月間報告書
	保守点検実績		
	故障・修繕、不具合箇所一覧		

5 処理場における運転管理に関する事項

受注者は、処理場の運転管理において、下記の運転管理に関する事項について維持管理計画に実現手法について明記のうえ実施すること。

(1) 運転管理に関する基本的要件

- ア 安定して良好な処理水質を維持と適切な汚泥処理の実施
- イ 下水道施設全体にわたる水質・水量等の監視、測定、記録の実施と蓄積された記録データ（水質管理情報）の運転操作等への反映

(2) 水質管理に関する事項

ア 水質管理計画

(ア) 水質管理目標

良質な水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき受注者自らが安定的運用を図るため、運転操作上の指針とする水質管理目標値の設定。

(イ) 水質検査

放流水質が静岡県の水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を満たしているかを判定するため、定期的に水質検査を行うこと。試験実施に当たっては、施設の状況を考慮し記録は5年間保存すること。

検査については、表 7-5 に示す要求水準を満たすよう受注者自らが検査項目及び頻度を定め、水質検査を実施すること。

放流先への影響がないよう既存の施設等を利用し放流水の常時監視を行うこと。必要に応じ流入水及び放流水の水質検査を行うことにより、運転及び放流先への影響がないように監視を行うこと。

(ウ) 運転操作方法

- ・水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定
- ・水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定
- ・各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法の設定

イ 水質管理の実施

処理場の水処理フローを習熟のうえ、個々の施設の能力を踏まえた操作を実施すること。

ウ 評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを実施すること。

エ 水質管理記録の利活用

水質管理により蓄積されたデータ及び知見は、計画及び設計を行うにあたり積極的に活用すること。

オ 悪質排水の流入への対応

悪質排水の流入等の事実を確認した場合は、以下の措置を講じるものとする。

ただし、悪質排水の流入等の結果、表 7-5 に示す基準を満たさなくとも受注者は責を負わないものとする。

- ・放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかな本市への報告。
- ・放流水質基準の未達成、又はその恐れが生じた場合における、本市と対応についての協議をしたうえで、緊急改善措置を実施。
- ・放流水質の異常における正常値への復旧達成に向けた、改善措置の実施と、その効果及び改善状況の本市への報告。

カ 放流水質基準を満たさない場合等の対応

水質管理目標値が未達、又はその恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。

- ・本市への報告と、その原因の究明。
- ・原因が悪質排水の流入等以外の場合は、受注者の負担による改善措置の実施。

- ・放流水質が正常値となるまで、改善措置の効果、改善状況についての本市への報告。

また、表 7-5 に規定する要求水準が未達となる恐れが生じた場合は、以下の措置を講じること。

- ・本市への速やかな報告と、緊急改善措置の実施。
- ・悪質排水の流入時等を除いた、受注者の負担を前提とする予防・改善措置と効果確認の確認。
- ・放流水質基準未達の懸念が払拭されるまで、改善措置の効果、改善状況についての本市への報告。
- ・改善措置の効果の確認と計量証明書の提出と、費用の負担。

(3) 安全衛生管理

現状の安全管理手法等に即した安全管理方針を策定し、運転管理業務を実施すること。

6 処理場における保安全管理に関する事項

受注者は、処理場の保安全管理に当たり、下記に掲げる事項を実施すること。

(1) 保守点検に関する事項

現状の保守点検状況や測定機器等を把握の上、保守点検計画を策定すること。
保守点検計画の策定に当たっては、次の事項を踏まえ作成すること。

点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守対応を行うこと。処理場等施設・設備にあつては、機能維持のために目視や測定装置の使用等により異常の有無を確認すること。

ア 保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃並びに異常が発見された場合における調整・修理・取替等の実施を行うとともに、以下の対応を図ること。

(ア) 保守点検計画

対象施設、保守点検項目、保守点検方法及び判定基準、保守点検周期等の具体的実施事項について記載すること。

(イ) 評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施すること。

(ウ) 保守点検記録の利活用

保守点検により蓄積されたデータ及び知見は、調査の精度向上を図るた

めに積極的に活用すること。

イ 日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、その状況を記録。

ウ 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録。

エ 法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を実施。

(2) 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、事故並びに機能低下及び故障停止の未然防止を目的とし、以下の事項を踏まえ修繕を実施すること。

ア 修繕計画

以下の事項に留意して、修繕計画を策定すること。

(ア) 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、修繕内容、判定基準を記載。

(イ) 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載。

(ウ) 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

(3) 物品等の調達管理に関する事項

業務を行う上で必要となる以下に示す物品等を調達し、適切に管理を行うこと。
また、対象業務に応じた適切な品質及び規格のものを調達すること。

- ・運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
- ・その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

7 その他

(1) 電気工作物に関する事項

電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検及び測定を行うとともに、技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任すること。作業責任者は、主任技術者の監

督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、受注者が設置者として監督官庁へ行うこと。

(2) 施設情報管理に関する事項

運転管理、保守点検で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を本市が提供する「ストック台帳（コミュニティプラント）」を利用し管理すること。なお、受注者が別途、管理システムを用意し、管理することを妨げないが、契約終了時においては、シェープファイル、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを本市又は本市の指定した者に提出すること。

第9 コミュニティプラント管路施設の維持管理に関する要求

1 維持管理全般に関する要求

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、コミュニティプラント管路施設の維持管理に努めること。

(1) 基本的事項

ア 目的

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足すること。また、創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、事業期間を通じて道路陥没や溢水等が発生しないような維持管理を実現すること。当該事象が発生した場合には、発生原因を調査し再発防止のための施策を講じること。

イ 維持管理体制

(ア) 維持管理要件

管路施設の維持管理に当たっては、以下を踏まえ実施体制を構築すること。

- ・計画的な点検・調査の実施
- ・住民からの対応要求に対しては、即日により一時対応を行い、解決を試みること。対応困難な案件が生じた場合は、本市に速やかに報告し解決を図ること。
- ・豪雨、停電、重大事故発生等の非常時対応を要する事態、又は生じる恐れがある場合に緊急対応できる体制を構築すること。
- ・維持管理において法令上に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担当すること。

(イ) 従事職員が有すべき資格

維持管理を実施するに当たり、法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置させることはもとより、受注者自らが当該業務を行わせるに当たり必要と認める資格又は経験を有する者を配置させること。

(2) 業務内容（すみれ台住宅団地）

すみれ台住宅団地管路施設における維持管理業務は以下とすること。

ア 保守点検

(ア) 保守管理

- ・管路の日常点検及び巡視

(イ) 点検・調査

- ・改築時期及び範囲を特定する情報の収集

- (ウ) 調達管理
 - ・資材の調達管理
 - (エ) 文書管理
 - ・日常点検、修繕、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理
- イ 修繕
 - (ア) 修繕
 - ・点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、修繕の計画作成と実施
 - ・設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施
 - ・市民等からの通報等に基づく修繕
- ウ 緊急対応
 - (ア) 災害及び緊急時対応
 - ・焼津市下水道BCP等の危機管理マニュアルに基づく、災害及び緊急時の一次対応、連絡協議
- エ その他
 - (ア) 安全衛生管理
 - ・受注者の従業員等の安全衛生管理、健康診断
 - (イ) マニュアル整備
 - ・保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備及び、危機管理マニュアルの整備

(3) 業務内容（つつじ平住宅団地）

つつじ平住宅団地管路施設における維持管理業務は以下とすること。

- ア 保守点検
 - (ア) 保守管理
 - ・管路の日常点検及び巡視
 - (イ) 点検・調査
 - ・改築時期及び範囲を特定する情報の収集
 - (ウ) 調達管理
 - ・資材の調達管理
 - (エ) 文書管理
 - ・日常点検、修繕、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理
- イ 修繕
 - (ア) 修繕

- ・点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、修繕の計画作成と実施
- ・設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施
- ・市民等からの通報等に基づく修繕

ウ 緊急対応

(ア) 災害及び緊急時対応

- ・焼津市下水道ＢＣＰ等の危機管理マニュアルに基づく、災害及び緊急時の一次対応、連絡協議

エ その他

(ア) 安全衛生管理

- ・受注者の従業員等の安全衛生管理、健康診断

(イ) マニュアル整備

- ・保守点検等、業務実施に必要な維持管理マニュアルの整備及び、危機管理マニュアルの整備

(４) 業務内容（坂本住宅団地）

坂本住宅団地管路施設における維持管理業務は以下とすること。

ア 保守点検

(ア) 保守管理

- ・管路の日常点検及び巡視

(イ) 調達管理

- ・資材の調達管理

(ウ) 文書管理

- ・日常点検、修繕、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

イ 修繕

(ア) 修繕

- ・点検結果等から予防的に行われる設備の分解整備、修繕の計画作成と実施
- ・設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施
- ・市民等からの通報等に基づく修繕

ウ 緊急対応

(ア) 災害及び緊急時対応

- ・焼津市下水道ＢＣＰ等の危機管理マニュアルに基づく、災害及び緊急時の一次対応、連絡協議

エ その他

(ア) 安全衛生管理

- ・受注者の従業員等の安全衛生管理、健康診断

2 維持管理計画書に関する事項

受注者は、管路施設の維持管理において、以下を取りまとめ提出すること。

(1) 長期維持管理計画書

以下の事項を含む長期（10 年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・保守点検計画
- ・点検・調査計画
- ・リスク対応計画
- ・修繕計画
- ・安全衛生管理方針

(2) 年度維持管理計画書

以下の事項を含む短期（年次）的視点に立った維持管理計画を取りまとめたもの。

- ・保守点検計画を踏まえた年度計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年間計画

3 管路施設の維持管理に関する事項

受注者は、以下に掲げる事項を考慮し、管路施設の維持管理を行うこと。

(1) リスク管理に関する事項

ア リスク対応計画

2 次災害も含めた地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画を作成すること。

イ 評価と見直し

リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。

(2) 修繕に関する事項

管路施設の機能に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、以下の事項を踏まえ、修繕を実施すること。

ア 事後保全的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、速やかに修繕を実施すること。

（３）緊急時及び災害対応等業務

常に迅速な対応が図れるよう、事前に本市と協議のうえ、緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制を確保すること。焼津市地域防災計画に準拠した参集方法を定めること。

（４）安全管理

ア 一般事項

以下に掲げる事項を考慮し、安全管理に関する事項を実施すること。

- ・公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止
- ・作業中は気象情報に十分注意を払い、大雨等の予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制の構築
- ・受注者自らが安全を担保することを目的に具体的な安全管理方法について定め、年度維持管理計画書に記載すること。
- ・労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。

イ 安全衛生管理方針

現状の安全管理手法等を把握の上、安全管理方針を策定の上、下記の安全管理業務を実施すること。

（ア）安全教育

以下に掲げる事項を考慮し、安全教育を実施すること。

- ・業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について教育を行うこと。

（イ）労働災害防止

下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。

- ・現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- ・マンホール、管きょなどに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前

と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

- ・作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施すること。
- ・酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

ウ 公衆災害防止

下記を踏まえた公衆災害防止策を実施すること。

- ・作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施すること。
- ・作業現場に業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保すること。
- ・作業区域内に交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導による交通整理を行うこと。
- ・路上で作業を行う場合、所轄の警察署で道路使用許可申請を行い、許可条件を遵守すること。
- ・作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

4 住民対応業務に関する事項

業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。

地域住民等から苦情、要望等があった時は、誠意をもって対応し、その結果を速やかに本市に報告すること。

5 その他

(1) 留意事項

維持管理業務全般にわたり、道路使用許可条件を遵守して行い、作業記録簿を作成し、重要な問題があった場合は写真と共に記録を残し、本市の請求があった場合は速やかに提出すること。

(2) 施設情報管理に関する事項

維持管理、保全管理で発生した情報（異常情報・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報）を本市が提供する「下水道台帳及び管きょ調書、ストック台帳」を利用し管理すること。なお、受注者が別途、管理システムを用意し、管理する

ことを妨げないが、契約終了時においては、シェープファイル、CSV、Excelファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを本市又は本市の指定した者に提出すること。

(3) 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる以下に示す物品等を調達し、適切に管理を行うこと。
また、対象業務に応じた適切な品質及び規格のものを調達すること。

- ・維持管理に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等
- ・その他維持管理に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

第 10 契約終了時の措置

1 施設及び設備の取り扱いに関する事項

受注者は、契約終了時に以下に掲げる事項を考慮し、適切な対応を行うこと。

- ア 契約終了日前 180 日から 90 日までの間に、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く）であることを確認すること。
- イ 事業期間終了時において、維持管理業務の対象となる全ての施設が本要求水準書で要求水準として規定する機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後 1 年以内は改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することのない状態に整備すること。
- ウ 事業終了日前 1 か月以内に、確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、本市に提出すること。
- エ 本市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴って本市が受注者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除く、一切の器具、備品及び重機等を撤去すること。
- オ 本市が契約終了時に検査をした結果、施設に修繕、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修繕・撤去を行わないときには、本市は受注者による修繕、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修繕、解体撤去を委託（この場合、受注者は、当該修繕、解体撤去のために要した費用を負担）する。
- カ 本市は契約終了日から 1 年以内に受注者が導入した設備等に瑕疵があることを知ったときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修繕を請求し、又は修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を事業終了後 1 年以内に請求（ただし、本市が合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）する。

2 引継に関する事項

受注者は、引継時に下記の事項を実施すること。

ア 引継文書の作成

事業期間を対象とする下記事項を記載した引継文書を作成すること。

- ・ 水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
- ・ 各電気設備、機械設備の留意点
- ・ 計装設備及び制御装置等の調節状況
- ・ 運転上の特例的な操作
- ・ 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
- ・ 本市からの貸与品の一覧
- ・ その他留意事項

- イ 本業務終了日 180 日前までに引継文書の暫定版を本市に提出すること。
- ウ 本業務終了日までに引継文書の最終版を本市に提出すること。
- エ 事業期間終了時までの本市が必要と認める期間、本市又は本市の指定する者に必要な技術指導を行うこと。
- オ 引継文書は、対象施設固有の維持管理上の留意点を明確に把握できるような内容とすること。

3 その他

受注者は、その他契約終了に伴い以下を実施すること。

- ア 本市又は次期事業主体に事業が引き継がれるまでに、本市又は次期事業主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- イ 本市の指定する日までに、本業務に関して受注者が有する全ての最新文書を本市又は次期事業主体に電子媒体（本市又は次期事業主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で提供すること。
- ウ 事業終了日に対象施設が、要求水準に適合した状態で本市又は次期事業主体に引渡すこと。

別紙 1 事業概要

1 公共下水道事業

公共下水道事業における対象施設を含む汐入処理区の事業計画概要について、計画人口・普及率等を表 10-1 に、施設概要を表 10-2 に、事業計画変更概要を表 10-3 に、下水道計画一般平面図を図 10-1 に、汐入下水処理場一般平面図を図 10-2 に、新屋下水ポンプ場一般平面図を図 10-3 に示す。

表 10-1 計画人口・普及率等

項目		事業計画	現況 (令和 5 年度末)
汐入処理区	目標年次	令和 12 年度	—
	処理区域面積 (h a)	581	550. 41
	処理区域人口 (人)	31, 000	28, 490
	水洗化人口 (人)	—	25, 846
	水洗化率 (%)	—	90. 7

表 10-2 公共下水道施設の概要

項目	全体計画	事業計画	現況 (令和 5 年度末)
汚水量 (日最大: m ³ /日)	26, 100	16, 200	13, 080
汐入下水処理場			
処理方式	標準活性汚泥法		
計画水量 (m ³ /日)	26, 100	16, 200	—
処理能力 (m ³ /日)	26, 100	16, 200	20, 000
系列数	1 系列(6 池)	1 系列(6 池)	1 系列(4 池)
新屋下水ポンプ場			
計画水量 (m ³ /分)	12. 24	8. 34	—
揚水能力 (m ³ /分)	12. 24	8. 34	16. 7
幹線管路施設 (k m)	171	171	171

表 10-3 事業計画変更概要

区分		全体計画	事業計画	
計画策定年次		令和 5 年度	令和 6 年度	
計画目標年次		令和 25 年度	令和 13 年度	
計画面積　（h a）		1, 138	581	
計画処理人口		48, 200	31, 000	
家庭汚水量原単位 （L／人・日）	日平均	335	335	
	日最大	445	445	
	時間最大	670	670	
	地下水	65	65	
計画汚水量 （m³／日）	日平均	家庭	16, 163	10, 385
		地下水	3, 136	2, 015
		工場	1, 472	430
		計	20, 800	12, 800
	日最大	家庭	21, 470	13, 795
		地下水	3, 136	2, 015
		工場	1, 472	430
		計	26, 100	16, 200
	時間最大	家庭	32, 325	20, 770
		地下水	3, 136	2, 015
		工場	2, 944	860
		計	38, 400	23, 600
計画流入水質 （mg / L）	BOD	182	260	
	SS	141	210	
計画放流水質 （mg / L）	BOD	15	15	
	SS	30	30	
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	
処理能力（m³／日）		26, 100	20, 000	

(出典) : 焼津市公共下水道事業計画説明書

※令和 8 年度に見直しを予定



図 10-1 下水道計画一般平面図

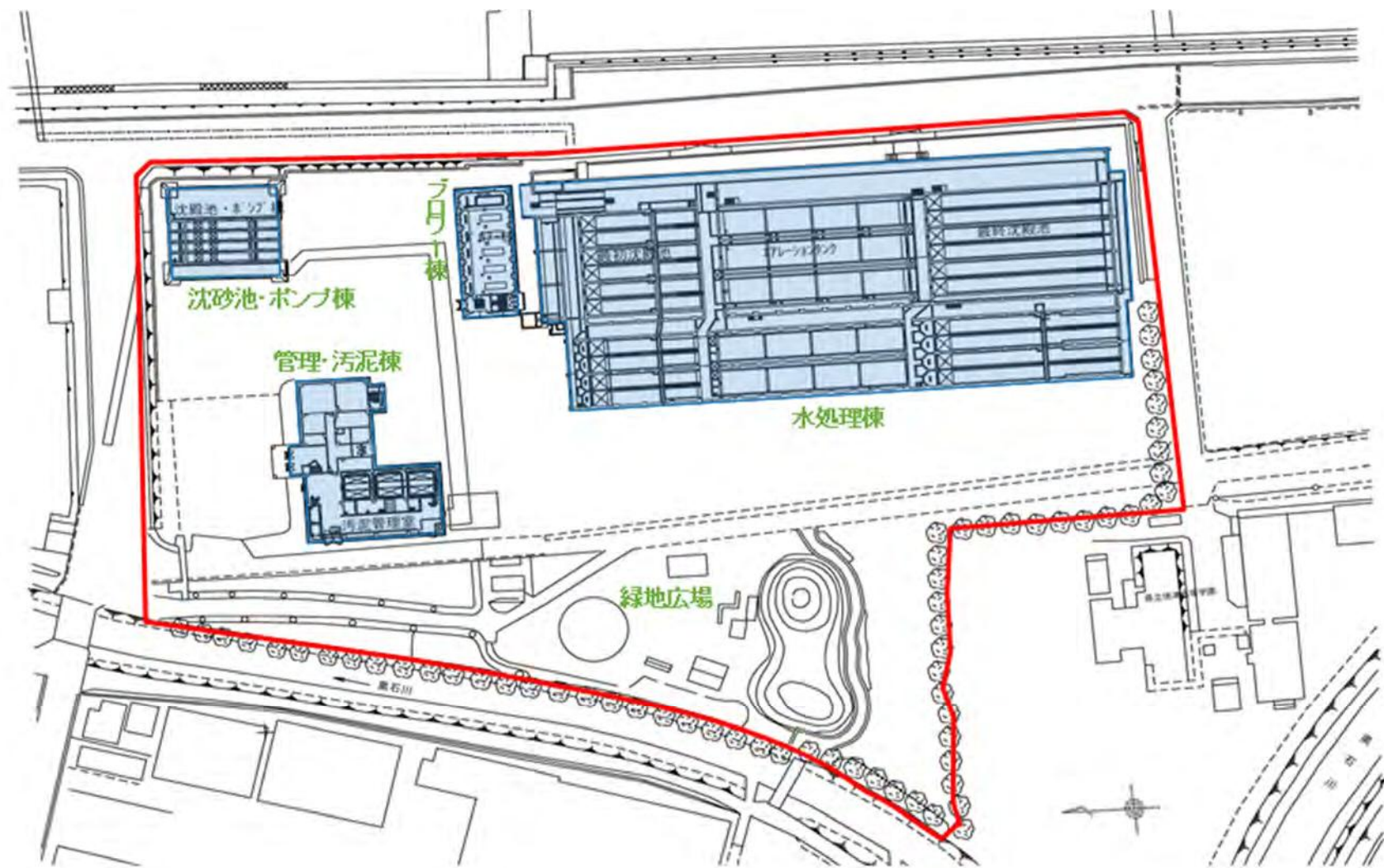


図 10-2 汚入下水処理場一般平面図

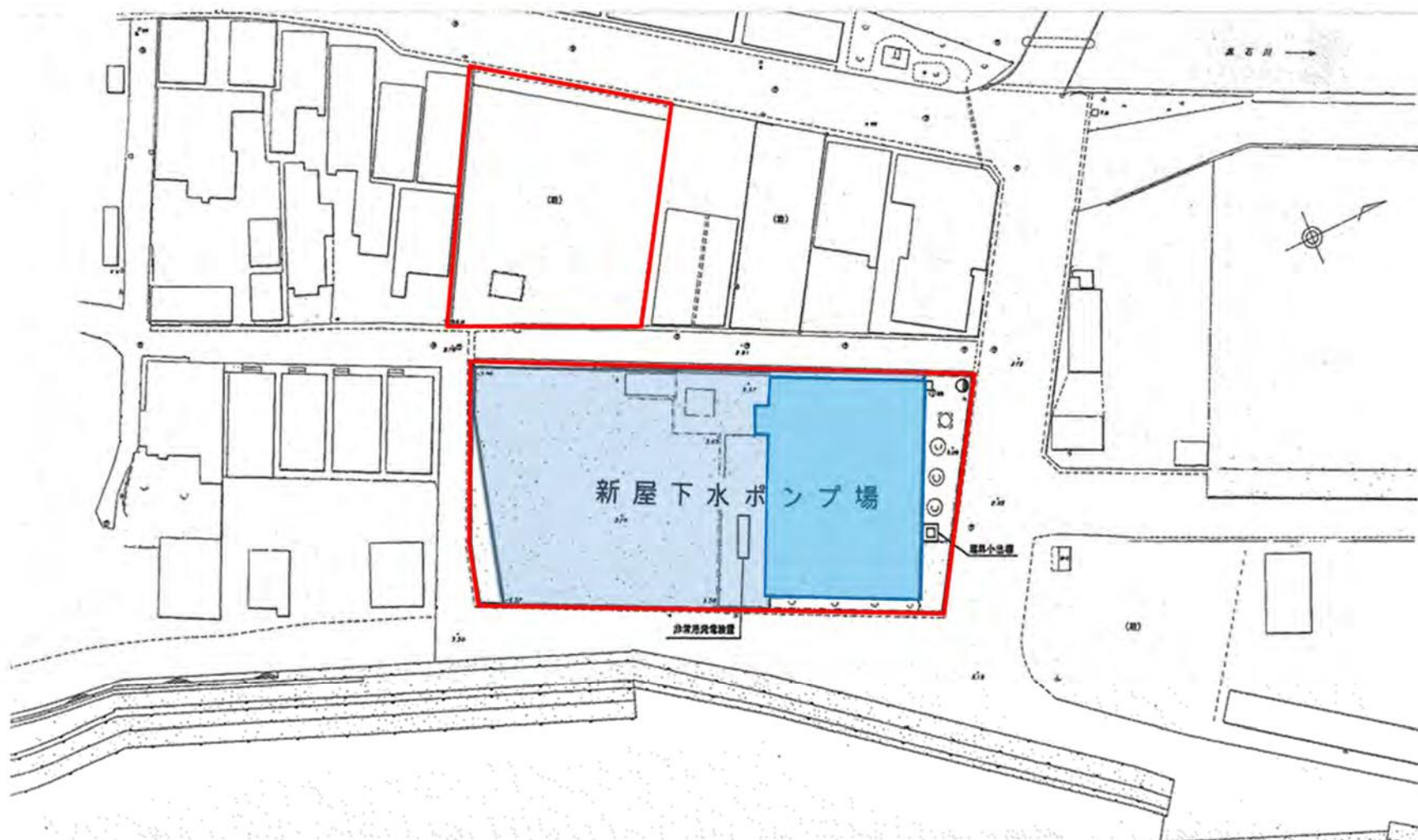


図 10-3 新屋下水ポンプ場一般平面図

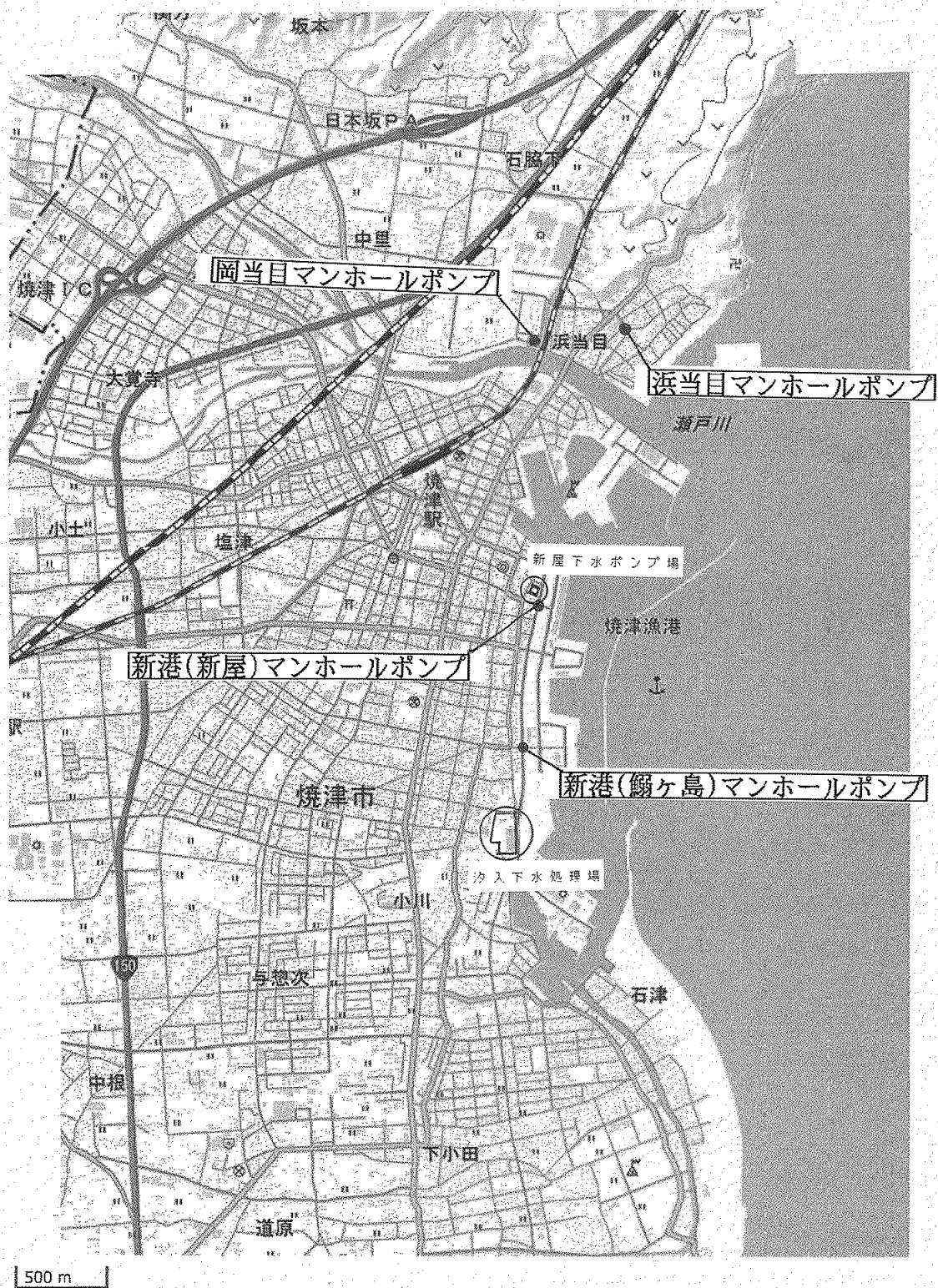


図 10-4 マンホールポンプ位置



図 10-5 雨水ポンプ等位置図

2 コミュニティプラント事業

コミュニティプラント事業について、施設概要を表 10-4、各施設の位置図を図 10-6、図 10-7、図 10-8 に示す。

表 10-4 コミュニティプラント施設概要

施設名称	すみれ台住宅団地下水処理場	坂本住宅団地下水処理場	つつじ平住宅団地下水処理場
着工及び竣工	着工：昭和44年4月 竣工：昭和45年3月	着工：昭和45年4月 竣工：昭和46年3月	着工：昭和47年6月 竣工：昭和49年3月
使用開始	昭和45年4月	昭和46年4月	昭和48年11月
敷地面積	1,554.2m ²	48m ² （南）／130.16m ² （北）	1,398.83m ²
施設面積	➤ 処理棟：246.75m² ➤ 管理棟：52.50m² ➤ 調整槽：84.63m² ➤ 中継ポンプ場：6.96m²	➤ 浄化槽：43.68m²（南） ➤ 機械室：8.40m²（南） ➤ 中継ポンプ（南） ➤ 単独処理浄化槽（北）	➤ 処理棟：315.25m² ➤ 管理棟：72.83m² ➤ 調整槽：49.28m² ➤ 脱水機室：31.00m²
管きょ施設	➤ 延長：3,902.70m ➤ 管種：HP ➤ 口径：250mm、300mm	➤ 延長：568.0.8m ➤ 管種：VU ➤ 口径：100~200mm	➤ 延長：3,331.91m ➤ 管種：HPVU ➤ 口径：250mm
処理能力	680m ³ ／日	70m ³ ／日（南区画）	700m ³ ／日
処理実績	350m ³ ／日	40m ³ ／日（南区画）	260m ³ ／日
計画処理人口	3,400人	350人（南区画）	2,800人
処理人口	1,389人	135人（南115人/北20人）	975人
処理方式	活性汚泥法長時間曝気式	活性汚泥法長時間曝気式	活性汚泥法長時間曝気式
処理水放流先	二級河川木屋川	普通河川高草川	排水路
放流水質	➤ BOD：20mg / l以下 ➤ SS：70mg / l以下 ➤ 大腸菌群：3000個以下	➤ BOD 90mg / l以下	➤ BOD：20mg / l以下 ➤ SS：70mg / l以下 ➤ 大腸菌群：3000個以下



図 10-6 すみれ台住宅団地下水処理場位置図



図 10-7 坂本住宅団地下水処理場位置図



図 10-8 つつじ平住宅団地下水処理場位置図

別紙 2 既存施設の概要

1 汙入下水処理場

主要建築構造物の一覧を表 10-5 に、沈砂池設備の一覧を表 10-6 に、水処理施設の一覧を表 10-7 に、消毒・放流設備の一覧を表 10-8 に、汚泥処理設備の一覧を表 10-9 に、脱臭・換気設備の一覧を表 10-10 に、用水・その他設備の一覧を表 10-11 に、電気設備の一覧を表 10-12 に示す。

表 10-5 主要建築構造物一覧

施設名	施設の内容	築造年度	建築面積	延べ面積
管理汚泥棟	鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階 事務室・水質試験室 会議室・脱水機室 操作室・汚泥処理室ほか	昭和 52 年度築造	838.785 m ²	2,398.627 m ²
沈砂池棟	鉄骨造一部柱のみ 鉄筋コンクリート造 地上 1 階 地下 1 階 沈砂池・ポンプ棟ほか	昭和 48 年度築造	700.000 m ²	535.990 m ²
ブロワー棟	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 地下 1 階 ブロワー室・電気室 発電機室ほか	昭和 50 年度築造	313.460 m ²	919.778 m ²
水処理棟	鉄筋コンクリート造 地上 1 階 地下 1 階 最初沈殿池・最終沈殿池 エアレーションタンク 換気脱臭室・排気室ほか ※ガス庫除く	昭和 52 年度築造 昭和 54 年度増設 平成 7 年度増設	6,609.003 m ²	6,259.383 m ²
合計	—	—	8461.248 m ²	10,113,778 m ²

表 10-6 沈砂池設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
沈砂池流入ゲート	2	電動角形外ネジ式鋳鉄製 巾 1000mm×高 1000mm 1.5KW	NO. 2, NO. 3
細目除塵機	1	ダブルチェーン式前面掻揚型 水路巾 1100mm×目開 25mm 1.5KW	—
し渣脱水機	1	2 軸対向式 600L/時	—
沈砂池流出ゲート	2	電動角形外ネジ式鋳鉄製 巾 1000mm×高 1000mm 1.5KW	NO. 2, NO. 3
沈砂池排気ファン	1	片吸込シロッコファン $\phi 1\ 1/2 \times 22\ \text{m}^3/\text{min}$ 0.4KW	—
沈砂洗浄ブロワ	1	ルーツブロワ $3.5\ \text{m}^3/\text{min}$ 5.5KW	—
汚水ポンプ	1	立軸斜流ポンプ $\phi 500 \times 30.0\ \text{m}^3/\text{min} \times 10.5\text{m}$ 75.0KW	1 号
汚水ポンプ	2	汚水汚物用水中ポンプ $\phi 300 \times 9.4\ \text{m}^3/\text{min} \times 10.5\text{m}$ VVVF 30.0KW	2, 3 号
汚水ポンプ	1	汚水汚物用水中ポンプ $\phi 200 \times 5.0\ \text{m}^3/\text{min} \times 10.5\text{m}$ 15.0KW	4 号

表 10-7 水処理施設一覧

設備名	台数	仕様	備考
予備エアタン流入ゲート	2	巾 800mm×高 800mm	
初沈流入可動堰	3	手動角形ネジ式巾 2,000mm×高 500mm	1, 2, 3 系
初沈流入可動堰	2	手動角形ネジ式巾 800mm×高 500mm	4 系
最初沈澱池汚泥掻寄機	3	チェーンフライント式 (2 連 1 駆動式) 巾 3.6m×長 25m×深 2.4 m×2 0.4KW	1, 2, 3 系
最初沈澱池汚泥掻寄機	1	チェーンフライント式 (2 連 1 駆動式) 巾 3.6m×長 23m×深 3.0 m×2 0.75KW	4 系
最初沈澱池汚泥ポンプ	2	無閉塞型汚泥ポンプ φ 80×0.3 m ³ /分×10.0m 0.75KW	NO. 1, 2
最初沈澱池汚泥ポンプ	2	横軸吸込スクリー付汚泥ポンプ φ 100×0.8 m ³ /分×10.0m 3.7KW	NO. 3, 4
最初沈澱池床排水ポンプ	1	電動蝶形弁 φ 65×0.2 m ³ / min×8m 1.5KW	
エアタン流入可動堰	3	手動角形外ネジ式 巾 900mm×高 500mm	1, 2, 3 系
エアタンステップ流入可動堰	4	手動角形外ネジ式 巾 500mm×高 500mm	4 系
返送汚泥流入可動堰	4	手動角形外ネジ式 巾 500mm×高 500mm	1~4 系
水中攪拌機	3	槽外型攪拌機 0.75KW	1, 2, 3 系
水中攪拌機	1	水中機械式攪拌機 3.7KW	4 系
水中エアレーター	3	水中機械式曝気装置 1.5kgO ₂ /kwh VVVF 3.7KW	4 系
エアタン床排水ポンプ	1	自吸式渦巻水ポンプ φ 50×0.3 m ³ / min×10m 1.5KW	
エアタン床排水ポンプ	1	水中汚水ポンプ φ 65×0.2 m ³ / min×8m 1.5KW	
最終沈澱池流入可動堰	8	手動角形外ネジ式 巾 400mm×高 400mm	1 系~4 系
最終沈澱池汚泥掻寄機	2	ノッチチェーンフライント式 (2 連 1 駆動式) 巾 3600mm×長 39500mm×深 2100 0.32m/min 0.4KW	1, 2 系
最終沈澱池汚泥掻寄機	1	チェーンフライント式 (2 連 1 駆動式) 巾 3600mm×長 39500mm×深 2100 0.3 m ³ /min 0.75KW	3 系
最終沈澱池汚泥掻寄機	1	チェーンフライント式 (2 連 1 駆動式) 巾 3600mm×長 25000mm×深 210 0.6 m ³ /min 0.75KW	4 系
返送汚泥ポンプ	5	横軸吸込スクリー付汚泥ポンプ φ 150×2.1 m ³ /min×9.0mVVVF 7.5KW	NO. 1~NO. 5
余剰汚泥ポンプ	2	片吸込渦巻ポンプ φ 100×0.7 m ³ /min×10.0m 3.7KW	NO. 1, NO. 2
余剰汚泥ポンプ	2	横軸吸込スクリー付汚泥ポンプ φ 100×0.9 m ³ /min×.0.9m 3.7KW	NO. 3, NO. 4
最終沈澱池床排水ポンプ	1	自吸式渦巻ポンプ φ 50×0.3 m ³ / min×12m 2.2KW	NO. 1
最終沈澱池床排水ポンプ	1	水中汚水ポンプ φ 65×0.2 m ³ / min×8m 1.5KW	NO. 2

表 10-8 消毒・放流設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
次亜貯留注入ポンプ	2	ダイヤフラム式 0.27ℓ/×1MPa	NO. 1, 2
次亜貯留タンク	2	FRP 製立型 6 m ³	NO. 1, 2
放流ポンプ	1	横軸斜流渦巻 φ 500×30 m ³ /min×5.5m 50KW	

表 10-9 汚泥処理設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
濃縮汚泥ポンプ	2	片吸込うず巻ポンプ φ 100×1.2 m ³ /min×16m 11KW	NO. 1, 2
破砕機	1	2 軸差動式 φ 100 0.75 m ³ /min 3.7KW	
汚泥供給ポンプ	2	一軸ネジ式 φ 125×7.8~22.8 m ³ /h×20m 7.5KW	NO. 1, 2
薬品供給ポンプ	2	一軸ネジ式 φ 40×11.3~33.ℓ/h×16m 1.5KW	NO. 1, 2
無機凝集剤注入機	2	ダイヤフラム式 φ 15×0.26~0.78.ℓ/min×20m 0.4KW	NO. 1, 2
スカムポンプ	2	クロレスポンプ φ 150×2.6 m ³ /min×7.5m 11KW	NO. 1, 2
給水ポンプ	2	多段渦巻ポンプ φ 50×0.25 m ³ /min×25m 2.2KW	NO. 1, 2
ケーキ圧送ポンプ	2	1 軸ネジ式 φ 150×0.6~10533 m ³ /h 7.5KW	NO. 1, 2
汚泥攪拌用ブロワ	2	ルーツブロワ φ 50×1.0 m ³ /min×0.5kg/cm ² 3.7KW	NO. 1, 2
薬品溶解タンク (高分子凝集剤)	2	立型攪拌式 12 m ³ Φ 2,850×H2,500 攪拌機 5.5KW	NO. 1, 2
薬品貯留タンク (無機凝集剤)	1	PE 製立型 10 m ³ Φ 2,200×H3,100	
汚泥脱水機	2	横型遠心脱水機 15 m ³ /h VVVF 37KW	NO. 1, 2
ケーキホッパー	1	角形自立カットゲート式 15 m ³ 2.2KW×2	
汚泥処理棟 活性炭吸着塔	1	立型吸着塔 φ 1400×2600	
汚泥処理棟床排水ポンプ	1	自吸水ポンプ φ 50×0.2 m ³ /min×10m 1.5KW	
汚泥処理棟床排水ポンプ	1	水中汚水ポンプ φ 50 1.5KW	

表 10-10 脱臭・換気設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
ブロワ	3	ルーツ式ブロワ 21 m ³ /min 53kPa VVVF 45KW	NO. 1, 2, 3
水処理脱臭ファン	2	片吸込みターボファン 60 m ³ /min 2.2kPa 3.7KW	NO. 1, 2
活性炭吸着塔	2	立型カートリッジ式 120 m ³ /min	
水処理棟換気ファン	1	片吸込ターボファン 500N m ³ /min×100mmAg 15KW	
汚泥棟補機室排気ファン	1	遠心ファン 100 m ³ /min 670rpm 1.5KW 3.0mmAq	
汚泥棟地下排気ファン	1	遠心ファン 100 m ³ /min 670rpm 1.5KW 3.0mmAq	

表 10-11 用水・その他設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
用水ポンプ	3	横軸片吸込渦巻ポンプ φ125×1.5 m ³ /min×34m 15KW φ125×1.5 m ³ /min×34m 15KW φ125×1.5 m ³ /min×34m 15KW	NO. 1, 2, 3
用水ラインポンプ	2	ラインポンプ φ50×0.18 m ³ /min×21m 1.5KW	NO. 1, 2
オートストレーナー	2	自動洗浄式ストレーナー φ300×6 m ³ /min 0.75KW	NO. 1, 2
上水加圧ポンプ	1	ラインポンプ φ40 1.5KW	

表 10-12 電気設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
受変電設備	1 式	受電電圧 3φ3W 6.6KV 3φ 500KVA Tr 6.6KV/220V 2基 1φ 50KVA Tr 210V/210V-105V 1基	
自家発電設備	1 式	ディーゼル機関 1台 定格出力 546kW 回転数 1,800rpm 直接噴射式ラジエータ冷却 燃料消費量 113ℓ/h 交流発電機 1台 3φ×500kVA×6.6KV×60Hz 力率 0.8 燃料屋外タンク 軽油 1,950ℓ	

2 新屋下水ポンプ場

主要建築構造物の一覧を表 10-13に、電気設備の一覧を表 10-14に示す。

表 10-13 主要建築構造物一覧

設備名	台数	仕様	備考
流入ゲート	2	電動角形外ネジ式铸铁製 巾 600mm×高 900mm 1.5KW	NO. 1, 2
流出ゲート	2	手動外ネジ式铸铁製 巾 600mm×高 900mm 1.5KW	NO. 1, 2
自動除塵機	1	耐蝕型ダブルチェーン式 レーキ巾 1120mm 目巾 25 mm 1.5KW	
し渣洗浄機	1	機械攪拌式 0.5 m ³ /h 2.2KW	
し渣洗浄掻揚機	1	耐蝕型ダブルチェーン式 目巾 2～5mm 0.75KW	
し渣脱水機	1	二軸対向スクリー式 0.6 m ³ /h 0.75KW	
し渣コンベヤ	1	無軸コンベヤ φ300 2.13 m ³ /h 2.2KW	
水路攪拌ブロワ	1	ルーツブロワ 3.0 m ³ /min 0.3kgf/cm ² 7.5KW	
給水加圧ポンプ	1	横軸片吸込渦巻ポンプ φ32×800/min 0.75KW	
床排水ポンプ	1	水中汚水ポンプ φ65×0.2 m ³ /h×5m 1.5KW	
汚水ポンプ	1	水中汚水ポンプ φ250×8.3 m ³ /min×8.0m 18.5KW	1号
汚水ポンプ	2	水中汚水ポンプ φ200×4.2 m ³ /min×8.0m 11KW	2, 3号
汚水ポンプ	1	水中汚水ポンプ φ350×13.5 m ³ /min×7.5m 30KW	4号
脱臭ファン	1	片吸込スクリーファン 710 m ³ /min×80mmAq 3.7KW	
活性炭吸着塔	1	立型吸着塔 42 m ³ /min	
給気ファン	1	片吸込遠心ファン 710 m ³ /min×80mmAq 18.5KW	
排気ファン	1	片吸込遠心ファン 710 m ³ /min×80mmAq 18.5KW	

表 10-14 電気設備一覧

設備名	台数	仕様	備考
受変電設備	1 式	受電電圧 3φ3W 6.6KV 3φ 300KVA Tr 6.6KV/210V 1 基 1φ 20KVA Tr 210V/210V-105V 1 基	
自家発電設備	1 式	ディーゼル機関 1 台 定格出力 200kW 回転数 1,800rpm 水冷 6 気筒 4 サイクル 燃料消費量 46.5ℓ/h 交流発電機 1 台 力率 0.8 3φ×200kVA×200V 燃料屋外タンク 軽油 950ℓ	

3 マンホールポンプ

マンホールポンプの主要設備一覧を表 10-15 に示す。

表 10-15 マンホールポンプ主要設備一覧

設備名	設備内容
監視設備	計装設備、制御設備及びこれに付属する諸設備
電気設備	受電盤、現場操作盤及びこれに付属する諸設備
マンホールポンプ当設備	マンホールポンプ及びこれに付属する諸設備

4 雨水ポンプ等

雨水ポンプ等の主要設備一覧を表 10-16 に示す。

表 10-16 雨水ポンプ等主要設備一覧

設備名	設備内容
建築附帯設備	電気設備及びこれに付属する諸設備
監視設備	計装設備、制御設備及びこれに付属する諸設備
電気設備	受電盤、動力及び照明変圧基盤、現場操作盤、自家発電設備及びこれに付属する諸設備
雨水ポンプ等設備	雨水ポンプ及びこれに付属する諸設備

5 すみれ台住宅団地下水処理場

すみれ台住宅団地下水処理場の主要設備一覧を表 10-17 に示す。

表 10-17 すみれ台住宅団地下水処理場主要設備一覧

設備群	設備名	仕様
流入設備	中継槽ポンプ	汚物用水中ハイスピンポンプ、80U43.7-64、 $\phi 80 \times 11\text{m} \times 0.8 \text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプNO. 1 (原水槽汚水ポンプ)	カッター付汚物水中ポンプ、SF2-34 $\phi 100 \times 7.5\text{m} \times 0.6 \text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプNO. 2 (原水槽汚水ポンプ)	カッター付汚物水中ポンプ、SF2-34 $\phi 100 \times 7.5\text{m} \times 0.6 \text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプNO. 3 (原水槽汚水ポンプ)	カッター付汚物水中ポンプ、SF2-34 $\phi 100 \times 7.5\text{m} \times 0.6 \text{ m}^3/\text{分}$
	破砕機	コミニューター
	流入バースクリーン	L800×W580×50 mm、SUS304
	流入バイパススクリーン	L800×W580×20 mm、SUS304
	チェーンブロック (流入ポンプ用)	手動チェーンブロック、500kg：2台
流入調整設備	流量調整ポンプNO. 1	汚物用水中ハイスピンポンプ 80U43.7-64、 $\phi 80 \times 11\text{m} \times 0.8 \text{ m}^3/\text{分}$
	流量調整ポンプNO. 2	汚物用水中ハイスピンポンプ 80U43.7-64、 $\phi 80 \times 11\text{m} \times 0.8 \text{ m}^3/\text{分}$
	流量調整ポンプ (兼中継槽ポンプ) 予備ポンプ	汚物用水中ハイスピンポンプ 80U43.7-64、 $\phi 80 \times 11\text{m} \times 0.8 \text{ m}^3/\text{分}$
	調整槽散気装置	縦管：SUS 40A、8組
	調整槽ブロワ	$\phi 65 \times 2.47\text{N m}^3/\text{分}$ 、回転速度：1450min-1、転がり軸受：50kPa
	自動スクリーン	KS-200M-5、目開：5 mm
	流量計量タンク	W800×L1200×H600、FRP
	トロリーレール (調整ポンプ用)	W1500×L4450×H3000
	曝気槽流入調整ゲート	W400
曝気設備	散気装置	組数：4組
	ブロワNO. 1 (空気ブロワ)	$\phi 100 \times 6.01\text{N m}^3/\text{分} \times 0.6\text{kg}/\text{cm}^2$
	ブロワNO. 2 (空気ブロワ)	$\phi 100 \times 6.01\text{N m}^3/\text{分} \times 0.6\text{kg}/\text{cm}^2$
	ブロワNO. 3 (空気ブロワ)	$\phi 100 \times 6.01\text{N m}^3/\text{分} \times 0.6\text{kg}/\text{cm}^2$
	消泡 (スプレー) 装置	スプレー管：SUS40A
	消泡 (スプレー) ポンプ	渦巻ポンプ、CN-503、 $50 \phi \times 0.18 \text{ m}^3/\text{分}$

沈殿設備	汚泥掻寄機	フライト付ダブルチェーンコンベア (1 池 1 駆動) 0.3~0.6m/分、W3500×L15000×H3150
	エアーリフトポンプ NO. 1	エアーリフトポンプ、3 B
	エアーリフトポンプ NO. 2	エアーリフトポンプ、3 B、2 組
	汚泥引抜ポンプ	カッター付排水水中ポンプ、AU4-656-1.5 65φ×6.8m×0.5 m ³ /分
	スカムスキマー	150SGP
放流設備	滅菌器	日曹ハイクロン
汚泥設備	汚泥貯留槽ポンプ	渦流 CVS 型ポンプ、CVS50T-F50 50φ×5.9m×0.15 m ³ /分
	返送汚泥計量槽	1,200×800×H800、SUS304
	有圧換気扇	50cm 金属製軸流羽根、EF-50FTB3、シリ コン SH-44M、8280 m ³ /h
その他設備	圧力扇	FV-40GTB
	ネットフェンス	外構

6 つつじ平住宅団地下水処理場

つつじ平住宅団地下水処理場の主要設備一覧を表 10-18 に示す。

表 10-18 つつじ平住宅団地下水処理場主要設備一覧

設備群	設備名	仕様
流入設備	流入ポンプ NO. 1 (原水槽汚水ポンプ)	水中汚物ポンプ、CN80/100A $\phi 80 \times 8.7\text{m} \times 1.12\text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプ NO. 2 (原水槽汚水ポンプ)	水中汚物ポンプ、CN80/100A $\phi 80 \times 8.7\text{m} \times 1.12\text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプ NO. 3 (予備ポンプ) (原水槽汚水ポンプ)	水中汚物ポンプ、CN80/100A $\phi 80 \times 8.7\text{m} \times 1.12\text{ m}^3/\text{分}$
	破碎機	コミニューター、10R (直下式) アルバニアグリース 2 他
	バースクリーン	ステンレス製幅、690 mm、50 mm
	バイパススクリーン	ステンレス製幅、580 mm、20 mm
	チェーンブロック (流入ポンプ用)	高 2.6m、長 2.3m
流入調整設備	調整槽ポンプ NO. 1	水中ポンプ、CV651、 $\phi 65$
	調整槽ポンプ NO. 2	水中ポンプ、CV651、 $\phi 65$
	調整槽散気装置	SUS 50A、SGP 32A (6 本)
	調整槽ブロワ	3 葉ルーツブロワ、BS50V、 $\phi 50$
	汚水計量槽	W800×L1200×H650、ステンレス製
	ポンプ吊上装置 (調整ポンプ用)	W1500×L4450×H3000、鋼材：250×125
曝気設備	散気装置	SGP50A
	ブロワ NO. 1 (空気ブロワ)	3 葉ルーツブロワ、BS125 $\phi 125 \times 15.05\text{ m}^3/\text{分}$ 回転速度：1200min-1、風圧：45kPa
	ブロワ NO. 2 (空気ブロワ)	3 葉ルーツブロワ、BS125 $\phi 125 \times 15.2\text{ m}^3/\text{分}$ 回転速度：1300min-1、風圧：49kPa
沈殿設備	汚泥掻寄機	フライト付ダブルチェーンコンベア (1 池 1 駆動)、LB 型 W4000×L15000×H3000
	エアーリフトポンプ NO. 1	エアーリフトポンプ
	エアーリフトポンプ NO. 2	エアーリフトポンプ
	スカムスキマー	SUS304、200A
放流設備	滅菌器	塩素錠剤使用型
汚泥設備	汚泥貯留槽ポンプ	水中ポンプ

	返送汚泥計量槽	SUS304
その他設備	機械室換気扇	有圧換気扇、50cm 羽根
	NO. 1 自家発電機室換気扇	有圧換気扇、KF-50ET、50cm 羽根
	NO. 2 自家発電機室換気扇	有圧換気扇、KF-50ET、50cm 羽根
	消泡（スプレー）装置	スプレー管、ノズル
	消泡（スプレー）ポンプ	渦巻ポンプ

7 坂本住宅団地下水処理場

坂本住宅団地下水処理場の主要設備一覧を表 10-19及び表 10-20に示す。

表 10-19 坂本住宅団地下水処理場（南）主要設備一覧

設備群	設備名	仕様
流入設備	中継槽ポンプNO. 1	カッター付き汚物水中ポンプ SFⅡ-34、 $\phi 100 \times 7.5\text{m} \times 0.6 \text{ m}^3/\text{分}$
	中継槽ポンプNO. 2	カッター付き汚物水中ポンプ SFⅡ-34、 $\phi 100 \times 7.5\text{m} \times 0.6 \text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプNO. 1（原水ポンプ）	カッター付き汚物水中ポンプ SFⅡ-22、 $\phi 65 \times 7.0\text{m} \times 0.4 \text{ m}^3/\text{分}$
	流入ポンプNO. 2（原水ポンプ）	カッター付き汚物水中ポンプ SFⅡ-22、 $\phi 65 \times 7.0\text{m} \times 0.4 \text{ m}^3/\text{分}$
	流入荒目スクリーン	L450×W280、40 mm、SUS
	流入細目スクリーン	L450×W280、20 mm、SUS
曝気設備	散気装置	50A SGPW、32A SUS304、縦管：4組
	ブロワNO. 1（空気ブロワ）	ヘリカルブロワ（ルーツタイプ） ARH-50S、 $\phi 50 \times 1.0 \text{ N m}^3/\text{分} \times 20.0 \text{ Kpa}$
	ブロワNO. 2（空気ブロワ）	ヘリカルブロワ（ルーツタイプ） ARH-50S、 $\phi 50 \times 1.0 \text{ N m}^3/\text{分} \times 20.0 \text{ Kpa}$
	消泡（スプレー）装置	—
	返送スクリーン	L450×W290、SUS
沈殿設備	エアーリフトポンプNO. 1	エアーリフトポンプ、 $\phi 50$
	エアーリフトポンプNO. 2	エアーリフトポンプ、 $\phi 50$
放流設備	滅菌器	日曹ハイクロン、WS-1型
	放流ポンプNO. 1	汚物水中ポンプ、OS2-23 $\phi 65 \times 6\text{m} \times 0.5 \text{ m}^3/\text{分}$
	放流ポンプNO. 2	汚物水中ポンプ、OS2-23 $\phi 65 \times 6\text{m} \times 0.5 \text{ m}^3/\text{分}$
その他設備	調整ブロワ	3葉ルーツブロワ、BSS-32、 $\phi 32$
	換気扇	EWf-25ATA、 $1320 \text{ m}^3/\text{H}$

表 10-20 坂本住宅団地下水処理場（北）主要設備一覧

設備群	設備名	仕様
放流設備	放流ポンプNO. 1	汚水汚物水中ポンプ、ADN2-250S $\phi 40 \times 3\text{m} \times 0.19 \text{ m}^3/\text{分}$
	放流ポンプNO. 2	汚水汚物水中ポンプ、ADN2-250S $\phi 40 \times 3\text{m} \times 0.19 \text{ m}^3/\text{分}$

別紙３ 関係法令

本業務の実施に当たっては、表 10-21 及び表 10-22 に示す関係法令、条例等を遵守するものとする。また、適用法令、適用基準等は、最新の図書を採用すること。その他の制約については、「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」等による。

表 10-21 関係法令一覧（1/2）

種類	法令等の名称
法令	・ 下水道の設置・管理の根拠となる法律（下水道法） ・ 廃棄物に係る法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律，肥料取締法） ・ 公害対策に係る法律（環境基本法，水質汚濁防止法，騒音規制法，振動規制法，悪臭防止法等） ・ 地方自治に係る法律（地方自治法，地方公営企業法） ・ 災害対策に係る法律（災害対策基本法，水防法，特定都市河川浸水被害対策法） ・ 労働安全，労働条件に係る法律（健康保険法，労働基準法，労働者災害補償保険法） ・ 労働安全衛生法，酸素欠乏症等防止規則，雇用保険法，職業安定法，職業能力促進法，中小企業退職金共済法等 ・ 道路に係る法律（道路法，道路交通法） ・ 貨物利用運送事業法，道路運送法 ・ 河川，海岸に係る法律（河川法，海岸法，港湾法） ・ 都市計画，建物に係る法律（都市計画法，建設業法，建築基準法等） ・ 電気，電波に係る法律（電気事業法，電気工事士法，電気通信事業法，電波法） ・ 消防に係る法律（消防法） ・ ガスに係る法律（高圧ガス保安法，ガス事業法） ・ 放射線，化学物質に係る法律（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等） ・ 地球温暖化に係る法律（地球温暖化対策の推進に関する法律等） ・ 水循環に係る法律（水循環基本法） ・ 補助金に係る法律（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律） ・ 個人情報保護に係る法律（個人情報保護に関する法律） ・ 浄化槽法 ・ その他の関連する法律，要綱，通知等
条約	・ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 ・ その他の関連する条約

表 10-22 関係法令一覧 (2/2)

種類	法令等の名称
条例	・ 焼津市下水道条例 ・ 焼津市金銭会計規則 ・ 焼津市景観条例 ・ 焼津市火災予防条例 ・ 焼津市まちづくり条例 ・ 焼津市暴力団排除条例 ・ 焼津市廃棄物の減量化，資源化及び適正処理に関する条例 ・ 焼津市道路占用規則 ・ その他の関連する条例等

別紙 4 水質試験及び臭気測定の実施状況

汙入下水処理場における水質試験及び臭気測定の実施状況について、日常点検の実施状況を表 10-23 に、精密試験の実施状況を表 10-24 に、中試験の実施状況を表 10-25 に、汚泥試験の実施状況を表 10-26 に、臭気測定の実施状況を表 10-27 に示す。

1 水質

(1) 日常試験

表 10-23 汙入処理場各点の日常点検実施状況

試料	ポンプ井	プリアータン	最初沈殿池	反応タンク	最終沈殿池	放流渠
	流入水	出口水	出口水	第4室水	出口水	放流水
気温	○	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○	○
透視度	○	○	○		○	○
pH	○	○	○	○	○	○
SV				○		
MLSS (毎週2回)				○		
MLVSS (毎月2回)				○		
DO				○ 週1回は稼働系列全室		
ORP				○		
返送汚泥 SV				○		
返送汚泥濃度 (毎週2回)				○		
残留塩素						○
汚泥レベル (毎月2回)			○ (朝・昼)		○ (朝・昼)	

※原則として、資料の採取は午前9時からとする。

※原則として、試験は毎日1回稼働系列を行うものとする。

(2) 精密試験

表 10-24 汙入下水処理場各点の精密試験実施状況

試料	ポンプ井	最初沈殿池	反応タンク	最終沈殿池	放流渠	新屋下水 ポンプ場
	流入水	出口水	第4室水	出口水	放流水	流入水
BOD	○	○		○	○	○
COD	○ (毎月3回)	○		○	○	○
SS	○ (毎月3回)	○	○	○	○	○
アルカリ度	○			○		
塩素イオン	○	○		○		○
生物試験 (毎月2回)			○			
大腸菌群数				○	○	

※原則として、資料の採取は午前9時からとする。

※原則として、試験は毎月2回稼働系列を行うものとする。

※月1回目のBOD測定はT-BOD、C-BODを行い、2回目はC-BODを行うものとする。

※上記のほか、放流水のCOD、アンモニア性窒素、硝酸性窒素の簡易測定を週1回行うものとする。

(3) 中試験

表 10-25 汙入処理場各点の中試験実施状況

試料	最初沈殿池	最終沈殿池
	出口水	出口水
全窒素	○	○
アンモニア性窒素	○	○
亜硝酸性窒素	○	○
硝酸性窒素	○	○
有機性窒素	○	○
全リン	○	○

※原則として、資料の採取は午前9時からとする。

※原則として、試験は毎月1回稼働系列を行うものとする。

※全窒素の測定において、前3か月の最終沈殿池出口水測定値が20 mg/ℓ以下である場合には、市と協議してアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素の測定を省略することができるものとする。

(4) 通日試験

●試験項目：pH、SS、COD、BOD

※流入水、最初沈澱池及び最終沈澱池の出口水を年1回、1時間ごとに採水し、試験を実施するものとする。ただし、BODは2時間ごとの分析とする。

(5) 汚泥試験

表 10-26 汚入処理場各点の汚泥試験実施状況

試料	脱水機投入汚泥	脱水ケーキ	脱水機脱離液	活性汚泥
	脱水機入口	脱水機出口	脱水機出口	反応タンク第4室
pH	○			
蒸留残留物	○	○		○
強熱残留物	○			○
SS			○	

※脱水ケーキ及び脱水機脱離液は運転号機毎に試験を行うものとする。

※原則として、試験は脱水機稼働日に1回行うものとする。

※脱水機投入汚泥、活性汚泥は週1回行うものとする。

(6) 臭気測定

表 10-27 汚入処理場各点の臭気測定実施状況

試料	水処理棟		汚泥棟		新屋下水ポンプ場	
	脱臭塔入口	脱臭塔出口	脱臭塔入口	脱臭塔出口	脱臭塔入口	脱臭塔出口
差圧	毎月	毎月	風速	風速	毎月	毎月
硫化水素	毎月	毎月	毎月	毎月	年1回	年1回
アンモニア	年2回	年2回	－	－	年1回	年1回
メチルメルカ プタン	年2回	年2回	－	－	年1回	年1回

※定期的に簡易測定を実施し、活性炭の性能に異常がないことを確認するものとする。

別紙５ 環境整備の実施状況

1 汐入下水処理場

汐入下水処理場における清掃の実施状況を表 10-28に、除草の実施状況を表 10-29に示す。

(1) 清掃

表 10-28 清掃作業内容及び頻度（汐入下水処理場）

場所	内容	頻度
管理棟	床面及び階段の掃除	1回／週
汚泥処理棟	整理整頓及び床面清掃	1回／月
管理・汚泥棟	周辺清掃	1回／月
管理棟	床洗浄ワックス塗布（500 m ² ）	2回／年
管理棟	トイレ清掃	51回／年
管理棟	ガラスクリーニング（150 m ² ）	1回／年
管理棟（玄関・2階事務所前）	吸塵マット交換	2回／月
地下管廊	床面清掃	1回／月
沈砂池棟	整理整頓及び床面清掃	1回／月
沈砂池棟	周辺清掃	1回／月
ブロワ棟	整理整頓及び床面清掃	1回／月
水処理棟 1 階	整理整頓及び床面清掃	1回／月
水処理棟地下	床面清掃	1回／月
水処理棟	周辺清掃	2回／年
敷地内道路及び構内側溝	浚渫及び清掃	3回／年
処理場外周	清掃	4回／年
場内可燃ごみ回収	一般廃棄物収集運搬処分	1回／週
場内故紙回収	一般廃棄物収集運搬処分・リサイクル	6回／年
剪定樹木の搬出	一般廃棄物収集運搬処分・リサイクル	2回／年

(2) 除草

表 10-29 除草作業内容及び頻度（汐入下水処理場）

作業場所	内容	頻度
処理場内	草刈り・草取り	3回／年
処理場内	除草剤散布	3回／年
処理場外周	歩行者・作業員通行範囲内の草刈り	適宜
処理場内植栽	作業上支障となる樹木の軽微な剪定	適宜

2 新屋下水ポンプ場

新屋下水ポンプ場における清掃の実施状況を表 10-30に、除草の実施状況を表 10-31に示す。

(1) 清掃

表 10-30 清掃作業内容及び頻度（新屋下水ポンプ場）

作業場所	内容	頻度
ポンプ場 1 階及び地下 1 階	整理整頓及び床面清掃	1回／月
ポンプ場外周	周辺清掃	1回／月

(2) 除草

表 10-31 除草作業内容及び頻度（新屋下水ポンプ場）

作業場所	内容	頻度
ポンプ場	草刈り・草取り	3回／年
ポンプ場植栽	作業上支障となる樹木の軽微な剪定	適宜

3 緑地広場

緑地広場における除草及び清掃の実施状況を表 10-32 に、遊具等の点検状況及びその他作業の実施状況を表 10-33 に示す。

(1) 除草及び清掃

表 10-32 除草作業内容及び頻度（緑地広場）

作業場所	内容	頻度
緑地広場・河川敷	歩行者・作業員通行範囲内の草刈り	適宜
緑地広場草刈・清掃	草刈（5月、7月、9月の年3回）	3回／年
	枝葉、ごみ等の収集、トイレ清掃	10回／月

(2) 緑地広場整備

表 10-33 緑地広場整備内容

作業項目	内容	頻度
巡回	草木、遊具、ベンチ等の目視点検、ごみ拾い	1回／日
遊具日常点検	日常点検票（表 10-34）に沿った遊具の目視・打診	1回／月
砂場耕うん	すべり台日常点検時及び降雨後の砂硬化時に、すべり台周辺の砂場の耕うんを深さ 15 cm 程度まで行い、石やビン・缶、おもちゃ等を除去し、安全領域を確保する。	適宜
遊具定期点検	遊具の安全に関する規準に基づき公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士または同等以上の知識を有する者が実施する定期点検	1回／年
砂場の消毒	都市整備課実施方法に準じた砂場の塩素消毒	1回／年
遊具の塗装・修繕	日常点検時に発見した塗装剥がれの部分塗装及び定期点検不備指摘内容の是正のための補修・修繕	補修は適宜 修繕は点検者委託
よしず設置	よしずを調達しベンチ上部に設置する（図 10-9）。	1回／年
遊歩道落葉掃き	歩行者等通行時の安全確保のため、強風・降雨後の遊歩道に溜まった落葉を側溝に掃き落とし数か所に纏める。	適宜
放置自転車届け出	処理場・緑地広場周辺に放置された自転車の通報	随時
不燃物等不法投棄通報	正門前等の不法投棄の市環境課への通報・回収依頼	随時
蜂の巣の除去	処理場・緑地広場敷地内の営巣確認及び除去依頼	随時
更新工事発生物件管理	金属屑・銅線等発生物件の保管、売払い	1回／年

※上記に明記されていない事項でも、業務遂行上で当然必要な業務は、良識ある判断に基づいて実施するものとする。

テーブル上部
2.7m × 2.7m 4枚

ジャングルジム横ベンチ上部
2.7m × 1.8m 2枚

113

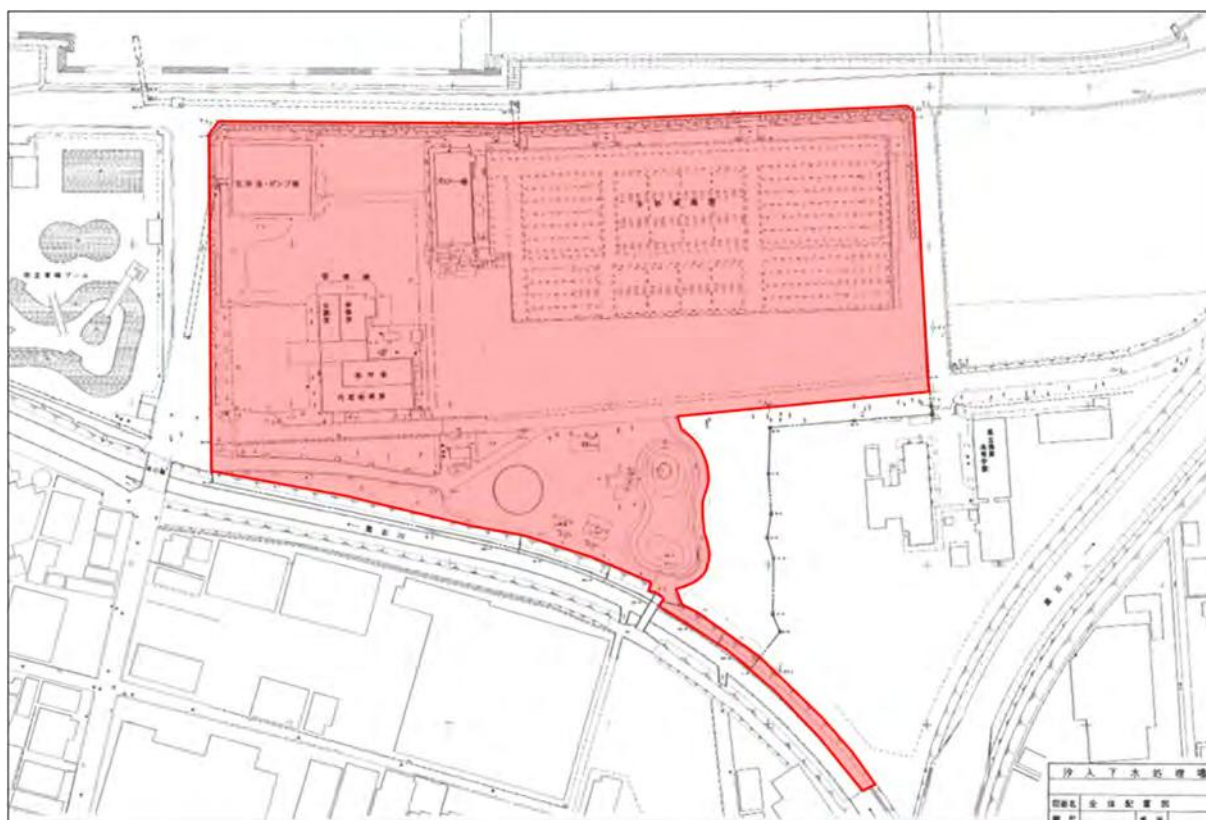


図 10-10 環境整備対象範囲（処理場、周辺緑地、河川敷、黒石川陽水ポンプ進入路）

【遊具日常点検票】

表 10-34 遊具日常点検票

遊具点検表（日常点検）										遊具点検表（日常点検）									
1/4					2/4					3/4					4/4				
設置場所 汐入下水処理場緑地広場					所在地 境津市小川地内					設置場所 汐入下水処理場緑地広場					所在地 境津市小川地内				
設備区分		遊はん運動系遊器具		点検日		年 月 日 曜日			設備区分		遊動系遊器具		点検日		年 月 日 曜日				
設備名称		リングジム		点検者					設備名称		ブランコ		点検者						
部位	点検方法	点検項目		状態	備考	部位	点検方法	点検項目		状態	備考	部位	点検方法	点検項目		状態	備考		
1 安全領域	目視・触診	地面のへこみ、障害物の有無		⑩・不良		1 安全領域	目視・触診	地面のへこみ、障害物の有無		⑩・不良		1 安全領域	目視・触診	地面のへこみ、障害物の有無		⑩・不良			
2 基礎部	目視・触診	変状、ぐらつき、露出の有無		⑩・不良		2 基礎部	目視・触診	変状、ぐらつき、露出の有無		⑩・不良		2 基礎部（躯体）	目視・触診	変状、ぐらつき、露出の有無		⑩・不良			
3 ①縦部材	目視・触診	変状、摩耗、さびの有無		⑩・不良		3 ①支柱部	目視・触診	変状、さび、ぐらつきの有無		⑩・不良		3 ①登行部	目視・触診	変状、亀裂、ぐらつきの有無		⑩・不良			
4 ②横部材	目視・触診	変状、摩耗、さび、ぐらつきの有無		⑩・不良		4 ②梁部	目視	変状、さび、ぐらつきの有無		⑩・不良		4 ②踊り場	目視・触診	変状、亀裂、ぐらつきの有無		⑩・不良	軽微な危険あり		
5 ③接合部	目視・触診	変状、割れ、ボルトの緩みの有無		⑩・不良		5 ③継手金具	目視	変状、割れ、ボルトの緩みの有無		⑩・不良		5 ③滑降部	目視・触診	変状、摩耗、突起物の有無		⑩・不良	軽微な危険あり		
6 塗装	目視	著しい剥離等の有無		⑩・不良		6 ④吊り金具	目視	変状、割れ、ボルトの緩みの有無		⑩・不良		6 塗装	目視	著しい剥離等の有無		⑩・不良			
7 汚れ	目視	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良		7 ⑤吊り鎖	目視・触診	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良		7 汚れ	目視	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良			
						8 ⑥着座部	目視・触診	変状、くされ、摩耗の有無		⑩・不良									
						9 塗装	目視	著しい剥離等の有無		⑩・不良									
						10 汚れ	目視	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良									
						11 異音等	聴診	油切れによる異常音の有無		⑩・不良									

概略図

①縦部材
②横部材
③接合部

概略図

⑤吊り鎖
⑥着座部
④吊り金具
②梁部
③継手金具

特記事項

特記事項

遊具点検表（日常点検）										遊具点検表（日常点検）									
1/4					2/4					3/4					4/4				
設置場所 汐入下水処理場緑地広場					所在地 境津市小川地内					設置場所 汐入下水処理場緑地広場					所在地 境津市小川地内				
設備区分		遊はん運動系遊器具		点検日		年 月 日 曜日			設備区分		滑降系遊器具		点検日		年 月 日 曜日				
設備名称		登はん棒		点検者					設備名称		すべり台		点検者						
部位	点検方法	点検項目		状態	備考	部位	点検方法	点検項目		状態	備考	部位	点検方法	点検項目		状態	備考		
1 安全領域	目視・触診	地面のへこみ、障害物の有無		⑩・不良		1 安全領域	目視・触診	地面のへこみ、障害物の有無		⑩・不良		1 安全領域	目視・触診	地面のへこみ、障害物の有無		⑩・不良			
2 基礎部	目視・触診	変状、ぐらつき、露出の有無		⑩・不良		2 基礎部	目視・触診	変状、ぐらつき、露出の有無		⑩・不良		2 基礎部	目視・触診	変状、ぐらつき、露出の有無		⑩・不良			
3 ①縦部材	目視・触診	変状、摩耗、さびの有無		⑩・不良		3 ①登行部	目視・触診	変状、亀裂、ぐらつきの有無		⑩・不良		3 ①登行部	目視・触診	変状、亀裂、ぐらつきの有無		⑩・不良			
4 ②横部材	目視	変状、摩耗、さび、ぐらつきの有無		⑩・不良	右下の箇所あり	4 ②踊り場	目視・触診	変状、亀裂、ぐらつきの有無		⑩・不良		4 ②踊り場	目視・触診	変状、亀裂、ぐらつきの有無		⑩・不良	軽微な危険あり		
5 ③接合部	目視	変状、割れ、ボルトの緩みの有無		⑩・不良		5 ③滑降部	目視・触診	変状、摩耗、突起物の有無		⑩・不良		5 ③滑降部	目視・触診	変状、摩耗、突起物の有無		⑩・不良	軽微な危険あり		
6 ④のぼり棒	目視・触診	変状、摩耗、さびの有無		⑩・不良		6 塗装	目視	著しい剥離等の有無		⑩・不良		6 塗装	目視	著しい剥離等の有無		⑩・不良			
7 塗装	目視	著しい剥離等の有無		⑩・不良	軽微な摩耗あり	7 汚れ	目視	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良		7 汚れ	目視	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良			
8 汚れ	目視	体の触れる箇所の汚れの有無		⑩・不良															

概略図

③接合部
②横部材
①縦部材
④のぼり棒

概略図

①登行部（背面ステップ）
②踊り場
③滑降部

特記事項

特記事項

別紙6 マンホールポンプ及び雨水ポンプ等維持管理業務仕様

1 公共下水道マンホールポンプの維持管理

焼津市内に設定されているマンホールポンプの所在地を表 10-35 に示す。また、各施設における日常点検の実施状況を表 10-36 に、引き上げ点検の実施状況を表 10-37 に示す。

表 10-35 公共下水道マンホールポンプの所在地

施設名	住所
新屋マンホールポンプ	焼津市新屋 98 番地の 18 地先
鰯ヶ島マンホールポンプ	焼津市鰯ヶ島 136 番地の 24 地先
岡当目マンホールポンプ	焼津市岡当目 294 番地の 4 地先
浜当目マンホールポンプ	焼津市浜当目四丁目 273 番地の 3 地先

表 10-36 日常点検の実施状況

項目	作業・点検内容	回数	備考
運転状況点検確認	a 異音、振動、電気操作盤確認	1 回／週（異常通報時は随時対応）	機器故障時の措置を講ずること。（補修及び簡易な修繕を含む）
	b 絶縁抵抗測定	2 回／年	

※毎月、翌月の 5 日までに作業内容・結果を報告すること。

表 10-37 引上げ点検の実施状況

作業項目	作業・点検内容	回数	備考
ポンプ表面付着物清掃	a ケーシング内羽根車摩耗確認 b 腐食の有無確認 c 異物の絡み付き確認及び除去	1 回／年	—
ポンプ外部点検・補修	a 塗装はがれ、腐食破損箇所の有無確認 b 補修塗装 c ボルト・ナットの緩み確認		
オイル点検	a オイル状態確認及び交換		
電気関係	a 制御盤内点検 b 電源電圧測定 c 運転電流値測定 d 絶縁抵抗測定		
その他	a 槽内異物等の有無確認及び除去 b 制御盤外観点検 c 水位計、弁、配管等点検 d 運転確認		

※実施後、速やかに作業内容・結果を報告すること。

※報告書には、作業状況写真を添付すること。

2 雨水ポンプ等維持管理業務

焼津市内に設定されている雨水ポンプ等の所在地を表 10-38 に示す。また、各施設における日常点検の実施状況を表 10-39 に、引き上げ点検の実施状況を表 10-40 に示す。

表 10-38 雨水ポンプ等の所在地

名称	住所
黒石川揚水ポンプ	焼津市小川 3741 番地の 1 地先
東小川用水ポンプ	焼津市東小川 6 丁目地内
田子ノ橋地下道排水ポンプ	焼津市鰯ヶ島 313 番地の 1 地先
石津ポンプ場	焼津市石津港町 34 番地の 1

表 10-39 日常点検の内容

場所	作業・点検内容	回数	備考
黒石川揚水ポンプ	a 異音、振動、電気操作盤確認 b 吸込み口点検確認 c 発錆、漏水の有無確認 d 漏油、異臭の有無確認	24 回/年	機器故障時は市と協議すること
東小川用水ポンプ	a 異音、振動、電気操作盤確認 b 吸込み口点検確認 c 発錆、漏水の有無確認 d 漏油、異臭の有無確認	1 回/週 (6 月から 9 月)	
田子ノ橋地下道排水ポンプ	a 異音、振動、電気操作盤確認 b 吸込み口点検確認 c 発錆、漏水の有無確認 d 漏油、異臭の有無確認	1 回/月	

表 10-40 場内清掃の作業内容

場所	作業・点検内容	回数	備考
田子ノ橋地下道排水ポンプ	電気設備（照明・防犯）点検確認	1 回/月	
黒石川揚水ポンプ	小屋周り草刈り	3 回/年	
石津ポンプ場	外観確認	1 回/月	場内及び周辺の清掃
	場内草刈り	4 回/年	

表 10-41 その他作業内容

場所	作業・点検内容	回数	備考
東小川用水ポンプ	ポンプ撤去設置・点検整備	1 回/年（5 月）	

別紙 7 業務実施予定表

本業務期間中に実施を予定する業務と実施予定年度について表 10-42に示す。

表 10-42 業務実施予定表

計画対象				中期（5年）						長期（5～10年）			
				R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度
公共下水道事業	維持管理業務	処理場・ポンプ場	維持管理業務委託（処理場・ポンプ場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			機械器具不特定修繕（処理場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			草刈清掃業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			計装設備点検業務委託（処理場・ポンプ場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			自家用電気工作物保安管理業務委託（処理場・ポンプ場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			遮断機点検業務委託（処理場・ポンプ場）	点検業務 ○			点検業務 ○			点検業務 ○			点検業務 ○
			周辺緑地内遊具点検業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			樹木管理業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			不特定修繕（処理場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			不特定修繕（ポンプ場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			COD分析廃液運搬処分委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			汚泥処理業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			し渣等産業廃棄物処分及び運搬業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			廃プラ等産業廃棄物運搬処分委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			不使用試薬運搬処分委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			脱水汚泥等分析及び悪臭測定業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			汐入下水処理場主要機器点検整備（オーバーホール）業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			新屋下水ポンプ場主要機器点検整備（オーバーホール）業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			汐入下水処理場沈砂引抜業務委託		沈砂引抜 ○					沈砂引抜 ○			
			新屋下水ポンプ場沈砂引抜業務委託					沈砂引抜 ○					沈砂引抜 ○
			浮標灯点検		点検整備 ○		点検整備 ○		点検整備 ○		点検整備 ○		点検整備 ○
	管路施設		汚水施設修繕費（管路）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			管路点検調査	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	計画策定業務	計画	総合地震計画策定		計画策定 ○					計画策定 ○			
			経営戦略策定支援業務		計画策定 ○				計画策定 ○				計画策定 ○
			下水道使用料検討業務				検討業務 ○				検討業務 ○		
			ストックマネジメント計画（処理場・ポンプ場）	計画策定 ○					計画策定 ○				
			ストックマネジメント計画（管路施設）		計画策定 ○					計画策定 ○			
	調査業務	各種調査	雨天時浸入水発生源調査	調査業務 ○	○			調査業務 ○					
			下水道情報デジタル化業務	○	○	計画策定							
	診断業務	処理場・ポンプ場	汐入処理場耐震診断			耐震診断 ○	○						
		管路施設	管路施設耐震診断	耐震診断 ○	○								
	設計	管路施設	管路更生実施設計			実施設計 ○					実施設計 ○		
			マンホール更生設計（74基）					更生設計 ○	○				
			管路施設耐震補強設計			耐震設計 ○							
コミュニティプラント事業	維持管理業務	坂本住宅団地	運転・保守管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			水質分析	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			浄化槽法定点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			不特定修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			汚泥処理業務委託	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		すみれ台住宅団地	運転・保守管理業務	○	維持管理	○	○						
			自家用電気工作物保安業務	○	維持管理	○	○						
			水質分析	○	維持管理	○	○						
			樹木管理	○	維持管理	○	○						
			不特定修繕	○	修繕業務	○	○						
			汚泥処理業務	○	維持管理	○	○						
			新処理場維持管理業務					○	○	新処理場維持管理			
		つつじ平住宅団地	運転・保守管理業務	○	○	維持管理	○	○	○				
			自家用電気工作物保安業務	○	○	維持管理	○	○	○				
			水質分析	○	○	維持管理	○	○	○				
			樹木管理	○	○	維持管理	○	○	○				
			不特定修繕	○	○	修繕業務	○	○	○				
			汚泥処理業務	○	○	維持管理	○	○	○				
			新処理場維持管理業務							新処理場維持管理			
	計画策定業務	すみれ台住宅団地	維持管理計画の策定（管路施設）									計画策定 ○	
			耐震化計画作成業務（管路施設）									計画策定 ○	
		つつじ平住宅団地	維持管理計画の策定（管路施設）							計画策定 ○			
			耐震化計画作成業務（管路施設）							計画策定 ○			
	調査業務	すみれ台住宅団地	耐震調査（管路施設）								計画策定 ○		
		つつじ平住宅団地	耐震調査（管路施設）						計画策定 ○				

：維持管理 ：修繕 ：コンサルタント業務

別紙 8 業務年次計画表（公共下水道事業）

1 保守点検計画（汙入下水処理場）

汙入下水処理場における主要機器点検計画を表 10-43に、計装設備点検計画を表 10-44に、遮断器点検計画を表 10-45に、沈砂引抜業務計画を表 10-46に、浮標灯点検計画を表 10-47に示す。

表 10-43 汙入下水処理場主要機器点検整備業務（オーバーホール）計画表

設備名	機器名	実施年度									
		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
沈砂棟設備	No. 1 汚水ポンプ 500VZM	更新予定									
	No. 2 汚水ポンプ CN300G-P				○					○	
	No. 3 汚水ポンプ CN300G-P					○					○
	No. 4 汚水ポンプ 200DSC3TN		○					○			
	沈砂洗浄機用ブロワ IRS-80L					○					○
ブロワ棟設備	No. 1 送風機 IRS-150R					○					○
	No. 2 送風機 IRS-150R			○					○		
	No. 3 送風機 IRS-150R			○					○		
汚泥棟設備	No. 1 遠心脱水機 HED150W	○					○				
	No. 2 遠心脱水機 HED150W					○					○
自家発電設備	自家発電設備 AY20L-500H-6R		○					○			

表 10-44 汐入下水処理場計装設備点検計画表

設備名	実施年度									
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
汚泥処理設備		○					○			
中央監視設備				○					○	
1～3系水処理設備					○					○
4系水処理設備	○					○				

表 10-45 汐入下水処理場遮断器点検計画表

設備名	実施年度									
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
受電盤 52R1	○			○			○			○
No.1 動力 Tr 一次盤 52F11	○			○			○			○
No.2 動力 Tr 一次盤 52F12	○			○			○			○
ブロワ棟電気室主幹盤 52F13(予備)	○						○			
自家発連絡盤 52GR	○			○			○			○
新屋ポンプ場受電盤 52R				○						○
真空接触器 52-SC11, SC12, SC13	○			○			○			○

表 10-46 汐入下水処理場沈砂引抜業務計画表

施設名	実施年度									
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
沈砂池・ポンプ井		○					○			
最初沈殿池流入水路		○					○			
プリアレーションタンク		○					○			

表 10-47 汐入下水処理場浮標灯点検計画表

設備名	実施年度										
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
浮標灯		○		○		○		○		○	
チェーン		○				○				○	

2 保守点検計画（新屋下水ポンプ場）

新屋下水ポンプ場における主要設備点検計画を表 10-48に、計装設備点検計画を表 10-49に、沈砂引抜業務計画を表 10-50に示す。

表 10-48 新屋下水ポンプ場主要機器点検整備業務（オーバーホール）計画表

設備名	機器名	実施年度									
		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
沈砂水路設備	No.1 汚水ポンプ 250DSC				更新予定						○
	No.2 汚水ポンプ 200DSC									○	
	No.3 汚水ポンプ 200DSC			○					○		
	No.4 汚水ポンプ 350DSC	更新予定					○				
	沈砂洗浄機用ブ ロワ IRS-80L		○					○			
自家発電設備	自家発電設備 PG200PY-ROSS			○					○		

表 10-49 新屋下水ポンプ場計装設備点検計画表

設備名	実施年度									
	R1	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
テレメータ装置等			○					○		

表 10-50 新屋下水ポンプ場沈砂引抜業務計画表

施設名	実施年度									
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
汚水ポンプ井	○					○				
沈砂池	○					○				

3 管路施設点検・調査計画⁵

公共下水道管路施設の点検計画を表 10-51 に、調査計画を表 10-52 に示す。

表 10-51 管路施設の点検計画（延長）

優先順位	対策ブロック	環境区分	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	合計延長(m)
1	総合地震対策	調査環境下																					
		重要路線	5,768.5	8,826.3	6,529.9	4,768.7					5,768.5	8,826.3	6,529.9	4,768.7					5,768.5	8,826.3	6,529.9	4,768.7	77,679.8
		一般路線	403.4	557.0	670.6	530.8												403.4	557.0	670.6	530.8		4,323.2
2	雨水管（増設）	調査環境下																					
		重要路線																					
		一般路線																					
	雨水管（開渠）	調査環境下																					
		重要路線				1,501.1							1,501.1									1,501.1	4,503.2
3	雨天時浸水リスク	一般路線				132.2															132.2		264.4
		調査環境下								10.6	10.6	10.6	10.6	26.7	37.3	37.3	37.3	10.6	26.7	37.3	37.3	66.0	378.4
		重要路線					1,757.5	1,879.4	3,703.3	1,881.5	1,881.5	1,881.5	1,881.5	2,088.2	3,845.6	3,967.6	5,791.5	4,023.3	2,988.2	3,917.3	3,917.3	3,981.0	49,386.2
4	R3R4点検	一般路線					8,176.9	3,335.7		162.4	162.4	162.4	162.4	15.5	15.5	15.5	15.5			26.1	26.1	8,176.9	20,452.8
		調査環境下																				61.6	61.6
		重要路線																				958.4	958.4
	対象延長(m)	一般路線																				534.6	534.6
			6,171.6	9,383.3	7,200.4	6,932.6	9,934.3	5,215.1	3,703.3	2,054.4	7,822.9	10,880.7	8,584.3	8,400.0	3,898.3	4,020.3	5,844.2	4,437.2	9,340.3	13,477.5	11,173.4	20,088.2	158,562.6

⁵ 下水道法の改正に伴い、令和9年度以降に当該計画の見直しを図る予定

表 10-52 管路施設の調査計画（延長）

優先順位	対策ブロック	環境区分	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	合計延長(m)
1	総合地震対策	腐食環境下	8.0					8.0					8.0					8.0					32.0
		重要路線	1,374.2	819.4	3,374.1	238.4					1,374.2	819.4	3,374.1	238.4					1,374.2	819.4	3,374.1	238.4	17,418.3
		一般路線	20.2	27.8	33.5	26.5												20.2	27.8	33.5	26.5		216.2
2	雨水管（暗渠）	腐食環境下																					
		重要路線				823.0								823.0								823.0	2,469.1
		一般路線																					
	雨水管（開渠）	腐食環境下																					
		重要路線																					
		一般路線																					
3	雨天時浸入水ランク	腐食環境下								0.5	0.5	0.5	0.5	1.3	1.9	1.9	1.9	0.5	1.3	61.9	61.9	4.3	138.9
		重要路線					87.9	94.0	185.2	94.1	94.1	94.1	94.1	104.4	192.3	198.4	289.6	201.2	546.0	546.1	546.1	275.1	3,642.4
		一般路線					408.8	166.8		8.1	8.1	8.1	8.1	0.8	0.8	0.8	0.8			1.3	1.3	408.8	1,022.6
4	R3R4点検	腐食環境下																				433.0	433.0
		重要路線																				2,986.4	2,986.4
		一般路線																				76.7	76.7
対象延長(m)			1,402.3	847.3	3,407.6	1,088.0	486.7	268.8	185.2	102.7	1,476.9	922.2	3,484.8	1,168.0	194.9	201.0	292.2	229.9	1,949.3	1,462.3	4,009.9	5,195.8	28,385.7

別紙 9 業務年次計画表（コミュニティプラント事業）

1 保全計画

すみれ台住宅団地下水処理場における保全計画を表 10-53に、つつじ平住宅団地下水処理場の保全計画を表 10-54に、坂本住宅団地下水処理場の保全計画を表 10-55に示す。

表 10-53 すみれ台住宅団地下水処理場保全計画

台帳番号	器具名・型式	R10	R11	R12	R13	R14
流入設備 1－3	原水槽汚水ポンプ2号 SFⅡ-34	取替				
流入設備 1－4	原水槽汚水ポンプ3号 22BEⅡ⇒SFⅡ-34		取替			
流入調整 2－2	流量調整ポンプ2号 TOS-37USL⇒80U43.7-64				取替	
曝気設備 3－2	空気ブロワ1号 BS-100				取替	
曝気設備 3－3	空気ブロワ2号 BS-100					取替
沈殿設備 4－1	汚泥掻き寄せ機	点検運転調整	点検運転調整			

※令和13年度に新施設稼働予定

表 10-54 つつじ平住宅団地下水処理場保全計画

台帳番号	器具名・型式	R10	R11	R12	R13
流入 1－1	原水槽汚水ポンプ1号 CN80/100A-P			取替	
流入 1－2	原水槽汚水ポンプ2号 CN80/100A-P		取替		
流入調整 2－1	調整槽汚水ポンプ1号 CN651⇒CV651			取替	
流入調整 2－2	調整槽汚水ポンプ2号 CN651 CN651⇒CV651		取替		
沈殿設備 4－1	汚泥掻寄機 (工期：8 箇月/R30 実績)	点検調整			点検調整
－	自家用発電機（電気設備） 富士 KAG255	オーバーホール			

※令和 15 年度に新施設稼働予定

表 10-55 坂本住宅団地下水処理場保全計画

台帳番号	器具名	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
流入 1-1	中継槽ポンプ1号 SFⅡ-54			取替				
流入 1-2	中継槽ポンプ2号 ※R1ポンプ型式を変更 SFⅡ-54⇒SFⅡ-34			取替				
流入 1-3	原水ポンプ1号 SF-22⇒SFⅡ-22	取替						
流入 1-4	原水ポンプ2号 SF-22⇒SFⅡ-22						取替	
曝気設備 2-2	空気ブロワー1号 ARH-50S	オーバーホ ール						
曝気設備 2-3	空気ブロワー2号 BS-50⇒ARH-50S						オーバーホ ール	
放流設備 4-2	放流ポンプ1号 OSⅡ-23			取替				
放流設備 4-3	放流ポンプ2号 OSⅡ-23			取替				
放流設備 北1-1	北 放流ポンプ1号 ANDⅡ-250S				取替			
放流設備 北1-2	北 放流ポンプ2号 ADⅡ-250S		取替					取替

※令和17年度に既存施設を廃止予定